国際馬術連盟

# FEI 総合馬術規程

## 第 25 版

2019年1月1日FEI施行

（2018年12月3日更新）

**公益社団法人　日本馬術連盟**

本規程は英文版が原本となります。
本規程の英文と和文に差異がある場合には、英文が優先されます。

**目　次**

**序　　文 .....8**
**FEI 馬スポーツ憲章**
**総合馬術ビジョン表明 .....12**
**第 1 章　概　要 .....13**
500　はじめに
　500.1　定義
　500.2　責任
**第 2 章　競技の構成 .....13**
501　競技とシリーズ
　501.1　国際競技会（CI）
　501.2　公式国際競技会（CIO）
　501.3　選手権大会（CH）
　501.4　大会
　501.5　FEI 総合馬術シリーズ
502　フォーマットとレベル
　502.1　フォーマット
　502.2　難度レベル
503　カテゴリー
　503.1　ポニー、ジュニア、ヤングライダー競技
　503.2　選手の年齢
　503.3　ヤングホース競技
　503.4　馬の年齢
　503.5　ポニー
504　出場制限
　504.1　各選手が騎乗できる頭数
　504.2　他の出場制限
**第 3 章　競技運営.....20**
505　経費、参加申込料、賞金、責任
　505.1　CI と CIO
　505.2　選手権大会
　505.3　賞金
506　有線テレビ
507　実施要項と成績
　507.1　実施要項
　507.2　成績
508　招　待
　508.1　CI
　508.2　CIO
　508.3　選手権大会
509　参加申込

509.1　CI と CIO
509.2　選手権大会
509.3　能力証明書
**第 4 章　役　員 .....24**
**510　役員のカテゴリー**
510.1　審判員
510.2　技術代表
510.3　コースデザイナー
510.4　スチュワード
511　**昇格要件**
511.1　審判員
511.2　技術代表
511.3　コースデザイナー
511.4　スチュワード
512　資格維持に必要な要件
512.1　審判員
512.2　技術代表
512.3　コースデザイナー
513　**役員の選任**
513.1　ショートフォーマット（CCI-S と CCIO-S）
513.2　ロングフォーマット（CCI-L と CCIO-L）
513.3　CCI1*-イントロダクトリー（統一レベル）
513.4　競技場審判団長の選任－追加要件
513.5　選手権大会と大会
513.6　獣医師（獣医規程を参照のこと）
513.7　上訴委員会
513.8　スチュワード
513.9　選任に関わる追加要件と制限
513.10　同一レベルで班を分けて行う 1, 2 & 3 スター競技
514　利益相反
514.1　定義－全般
514.2　利益相反－総合馬術
514.3　独立した検討委員会
515　**役員の任務**
515.1　役員の管轄
515.2　競技場審判団
515.3　技術代表
515.4　コースデザイナー
515.5　獣医師代表／獣医師代表団（獣医規程を参照）
515.6　上訴委員会
515.7　スチュワード（スチュワードチーム）

**第 5 章　競技出場のためのテクニカル要件 .....42**
516　**原　則**
517　**出場最低要件（MER）**
518　**出場最低要件の有効期間**
　518.1　選手権大会
　518.2　CI と CIO
519　**選手カテゴリー**
520　**CI と CIO の出場最低要件**
　520.1　競技レベルでまだカテゴリー分けされていない選手
　520.2　競技レベルで既にカテゴリー分けされている選手
521　**選手権大会と大会への出場最低要件**
522　**出場資格の降格**
　522.1　出場資格の降格－馬
　522.2　出場資格の降格－選手
**第 6 章　選手と馬のウェルフェア .....47**
523　**選手のウェルフェア**
　523.1　メディカル情報
　523.2　メディカルフィットネス
　523.3　落馬あるいは人馬転倒後の検査
　523.4　脳震盪
524　**馬のウェルフェア**
　524.1　到着時の獣医検査
　524.2　ホースインスペクション
　524.3　競技中の馬のウェルフェア
　524.4　上訴
　524.5　馬のアンチ・ドーピングと規制薬物検査
525　危険な騎乗
　525.1　定義
　525.2　警告とペナルティ
　525.3　クロスカントリー競技前の失権
526　**馬に対する虐待行為**
　526.1　定義
　526.2　警告とペナルティ
　526.3　鞭の使用
　526.4　馬の出血
527　イエローカードと記録に残る警告
**第 7 章　競技ルール概略 .....55**
528　**順　位**
　528.1　個人順位
　528.2　団体順位
　528.3　失格

529　**出場人馬の申告**
530　**交　代**
　530.1　CI
　530.2　CIO と選手権大会
531　抽　選
　531.1　抽選方法の承認
　531.2　CI
　531.3　CIO と選手権大会
532　**スタート枠の割り振り（CIO と選手権大会）**
　532.1　チームメンバーのスタート枠
　532.2　個人選手のスタート枠
533　スターティングオーダー
　533.1　ロングフォーマット
　533.2　ショートフォーマット
534　タイムテーブル
　534.1　馬場馬術競技
　534.2　クロスカントリー競技
　534.3　障害馬術競技
　534.4　必要な競技間隔
535　**練習とウォームアップ**
　535.1　個体識別番号
　535.2　馬のスクーリングに関する制限
　535.3　運動エリア
　535.4　練習エリア
　535.5　ウォームアップエリア
　535.6　馬場馬術馴致
　535.7　スチュワード業務
536　**コースとアリーナへの立ち入り**
　536.1　馬場馬術アリーナ
　536.2　クロスカントリーコース
　536.3　障害馬術コース
537　**中断および変更**
　537.1　中断
　537.2　変更
538　服　装
　538.1　概要
　538.2　馬場馬術競技
　538.3　クロスカントリー競技
　538.4　障害馬術競技
　538.5　服装の検査
539　馬装／服装

539.1　トレーニングと運動
539.2　馬場馬術競技
539.3　クロスカントリー競技と障害馬術競技
539.4　馬装の点検
540　許可されない援助
540.1　例外
540.2　受信用機器／カメラ
541　**選手および馬につける広告と宣伝**
541.1　スポンサーではないメーカーの識別表示
541.2　スポンサー識別標示
541.3　FEI 選手権大会での使用
541.4　組織委員会スポンサー
541.5　選手の所属国識別
541.6　選手名
541.7　NF ロゴ
541.8　フィールドオブプレイに掲示する広告
541.9　競技エリアの定義
541.10 (一般規程第 135 条 8 に準拠)
**第 8 章　馬場馬術競技 .....74**
542　FEI 馬場馬術規程
543　運　営
543.1　運動課目の種類とレベル
543.2　一日に行う審査数
543.3　審判員の位置
544　採　点
544.1　点数
544.2　スコアの計算
**第 9 章　クロスカントリー競技.....76**
**545　クロスカントリー競技ルール**
545.1　スタート
545.2　規定タイムと計時
545.3　経路違反
545.4　ペースと下馬
545.5　追い越し
545.6　困難な状況にある選手
545.7　選手の走行停止
545.8　失権後のコースからの退場
546　コース
546.1　標識の配置
546.2　距離と速度
546.3　フィニッシュライン

546.4　コースプラン
**547　障害物**
547.1　定義
547.2　障害物の種類
547.3　寸法
547.4　測定
547.5　複数のパーツで構成される障害および／またはオプションのある障害
547.6　飛越数
548　採　点
548.1　障害物での過失
548.2　タイム過失
548.3　失権となるその他の理由
549　**過失の定義**
549.1　拒止
549.2　逃避－標旗の非通過
549.3　巻乗り
549.4　不従順後の再試行
549.5　落馬
**第 10 章　障害馬術競技 .....87**
550　FEI 障害馬術規程
551　目　的
552　コースと障害物
552.1　障害物の種類
553　採　点
553.1　障害物での過失
553.2　タイム過失
**付則 .....89**
**付則 A　馬場馬術－付則.....89**
1　馬場馬術競技で使用が許可される銜
1.1　銜の作用
1.2　素材：
1.3　許可される水勒頭絡（図を参照）
1.4　規定に反する銜
1.5　許可される銜身
1.6　許可されるチークピース
2　馬場馬術競技で使用が許可される鼻革
3　総合馬術競技会の馬場馬術競技
馬場馬術課目
**付則 B　クロスカントリー　－付則.....95**
1　クロスカントリー障害物　最大寸法
2　距離－速度－飛越数

3　クロスカントリー障害物と過失の図示
**付則 C　障害馬術競技 – 付則 ..... 97**
1　障害物の最大寸法 – 距離 – 速度 – 飛越数
**付則 D　医療サービス ..... 97**
1　競技会での医療体制
2　チーフメディカルオフィサー
3　クロスカントリー競技と障害馬術競技
**付則 E　5 スターレベル総合馬術競技会の開催要件 ..... 99**
**付則 F　選手との協議 ..... 101**
1　選手代表の任命
2　仲裁・調査委員会の委員長
3　選手代表の呼びかけで行われる最初の選手ミーティング　–
第 1 回ホースインスペクション
4　選手代表の呼びかけで行われる 2 回目の選手ミーティング　–
馬場馬術競技の初日終了後
5　議事録
6　追加で任命する選手代表
7　クロスカントリー競技の前に行う最後の選手ミーティング
8　選手打ち合わせ会
9　仲裁・調査委員会
10 馬場馬術競技が 1 日で行われる競技会
**付則 G　FEI 名誉バッジ ..... 104**
**付則 H　総合馬術ポニーライダーと競技会規程 ..... 104**
1　国際ポニー競技会と出場資格
2　ポニーの体高測定
3　馬装
4　馬場馬術競技
5　クロスカントリー競技
　5.1　障害物の種類
**付則 I　インドア／アリーナ・クロスカントリールール ..... 106**
1　国内競技と国際競技のルール .....
2　賞金と経費： .....
3　馬のウェルフェア／リスクマネジメントのための FEI 総合馬術規程 .....
4　競技種目としての総合馬術の振興 .....
**用語集 ..... 108**

**序　　文**

総合馬術規程は 2019 年 1 月 1 日付けで施行されている。

リスクマネジメントの観点から緊急に説明や修正が求められる場合を除き、今後、本総合馬術規程は 4 年ごとに大幅な見直しを行う。

本期日をもって、これ以前に出された総合馬術規程の条項あるいは修正はすべて無効となる。

本総合馬術規程は、国際総合馬術競技に関する FEI の詳細な規則を定めるものであるが、以下のものに限らず他の FEI 規程および規則との併読が必要である：

- FEI 定款
- FEI 一般規程
- FEI 馬場馬術規程
- FEI 障害馬術規程
- FEI 獣医規程
- FEI 総合馬術メモランダム
- FEI 総合馬術クロスカントリー・コースデザイン・ガイドライン
- EADCMR（馬ドーピング防止および規制薬物規程）
- ADRHA（選手のアンチ・ドーピング規則）

本総合馬術規程中に別段の記載がない限り、総合馬術競技会の障害馬術競技と馬場馬術競技には FEI 障害馬術規程と馬場馬術規程を適用する。その年の間に導入された FEI 障害馬術規程と馬場馬術規程への変更については、翌年 1 月 1 日からの総合馬術への適用を判断する。

本総合馬術規程にあらゆる事態を想定して記載することは不可能である。予期せぬ状況、あるいは例外的な状況においては、この総合馬術規程と一般規程の趣旨をできるだけ反映させつつ、スポーツ精神に基づいて判断をするのが、しかるべき人物あるいは団体の責務である。この総合馬術規程に網羅されていない事例については、可能な限り本規程中の他の条項や他のFEI規程の趣旨に添い、スポーツ精神に則って判断するべきである。

簡潔にまとめるため、本規程の記載には男性形名詞を使用したが、男女の区別なく適用するものとして解釈する。最初の文字を大文字で表記した用語は本総合馬術規程の用語集、あるいは一般規程、定款、他のFEI規程に定義している。

# FEI 馬スポーツ憲章
## 馬のウェルフェアのために

国際馬術連盟（FEI）は、国際的な馬スポーツに係わるすべての者が、FEI 馬スポーツ憲章を順守し、いかなる場合にも馬のウェルフェアが最優先されることに同意し、これを受け入れることを求める。馬のウェルフェアよりも、競技の勝敗または商業的な側面に重きを置くことがあってはならない。以下の要点を特に順守しなければならない。

### 1. ウェルフェア概要

a）良質な管理

馬を最上の状態で管理するには厩舎設備および飼料給与が不可欠である。清潔で良質な飼葉、飼料、水が常に与えられなければならない。

b）トレーニング方法

馬は当該種目で求められる身体能力および技術に応じたトレーニングを受けるべきである。馬を虐待するような方法または恐怖を与える方法を用いてはならない。

c）装蹄および馬装具

フットケアおよび装蹄は高い水準になければならない。馬装具は傷害や外傷のリスクを避けるようにデザインされ、つくられていなければならない。

d）輸送

輸送中は、馬の傷害やその他の健康被害に対して十分な対策がとられていなければならない。車両は安全、良好な換気、高水準の整備、常に清潔な状態で、かつ適格なドライバーが運転しなければならない。馬を正しく扱える者が、常に馬の管理のために同行していること。

e）移動

すべての輸送は最新の FEI ガイドラインに則って綿密に計画され、定期的に飼料および水を給与するための休憩時間をとらなくてはならない。

### 2. 競技参加適性

a）競技参加への適性と能力

競技への参加は、十分な能力を備えた競技参加適性のある馬および選手に限定されなければならない。トレーニングから競技参加までの間には、馬に適当な休養期間を与えなければならず、輸送後にも休養期間を与えるべきである。

b）健康状態

競技参加適性がないと判断された馬は、競技への参加または参加の継続をすることはできない。その馬の参加適性に疑義のある場合には獣医師のアドバイスを求めること。

c）ドーピングと薬物

ドーピング行為および薬物の不法使用またはそれらの行為を意図することは、ウェ

ルフェアに係わる深刻な問題であり、認められていない。いかなる獣医学的な治療であっても、治療後には競技の前に完全に回復するだけの十分な時間が必要である。

d）外科的処置

競技馬のウェルフェアあるいは他馬および／または選手の安全をおびやかすあらゆる外科的処置は認められていない。

e）妊娠牝馬／出産直後の牝馬

妊娠４ヵ月以降または仔馬を伴っている牝馬は競技に参加させてはならない。

f） 扶助の誤用

馬に対して過剰な負担となる騎乗あるいは器具（鞭や拍車など）による過剰な扶助は認められていない。

**3. 競技会が馬のウェルフェアを損なってはならない。**

a）競技場

馬は適当かつ安全な路面上で馬のトレーニングと競技を行わなければならない。すべての障害物および競技環境は馬の安全を考慮してデザインしなければならない。

b）路面

馬の通行路や、トレーニングあるいは競技を行う馬場の路面はすべて、傷害を引き起こす要因を取り除いてデザイン、維持されていなければならない。

c）異常な気象条件

馬のウェルフェアあるいは安全が確保できない気象条件の下では、競技を実施してはならない。競技参加後の馬のために、馬体を冷やす環境および設備を整えなければならない。

d）競技会場の厩舎

馬房は安全かつ衛生的で、換気が良く、快適であり、馬の品種と性質に適応できるだけの十分な広さがなければならない。水の使える洗い場が常設されていなければならない。

**4. 馬の人道的な扱い**

a）獣医学的治療

競技会においては常に獣医学的な専門技術が提供されるべきである。もし馬が競技中に受傷、あるいは疲弊した場合、選手は競技を中止し、獣医師の診断を受けなければならない。

b）救急センター

必要であれば、さらなる検査および治療のために、馬は救急車で最寄りの治療施設に搬送されなければならない。受傷した馬には輸送前に最大限の手当てを施すこと。

c）競技におけるケガ

競技中に発生した傷害については調査が行われるべきである。競技場路面の状態、競

技出場の頻度、その他の危険要因について、傷害の発生を最小限に食い止めるために、注意深く調査しなければならない。

d）安楽死

傷害が重篤なものである場合、その馬は可及的速やかに獣医師によって安楽死処置を行う必要がある。安楽死は苦痛を最小限にする人道的な方法で行われなければならない。

e）引退

競技から引退した馬は、人道的に扱われなければならない。

**5.　　教育**

FEI は馬術スポーツに係わるすべての者が、競技馬のケアおよび管理に関する知識について、可能な限り高いレベルの教育を受けることを推進する。

馬のウェルフェアのための馬スポーツ憲章は、あらゆる意見を受け入れて、適宜改正される。新しい研究成果に注目するとともに、FEI はウェルフェアに関する研究のための助成およびサポートをいっそう促進する。

**総合馬術ビジョン表明**

総合馬術は馬術競技の要素をほぼすべて盛り込んだ複合競技であり、選手はあらゆる面で馬術の豊かな経験と自馬の能力の的確な把握が求められ、馬については理にかなった段階的なトレーニングで培われた一定の総合能力が求められる。

クロスカントリー競技は騎乗能力とホースマンシップが試される非常に刺激的で意欲のかきたてられるオールラウンドな競技であり、正しいトレーニング原則と騎乗理念の成果が報われる。この競技は変わりやすい様々な競技条件（天気、地勢、障害物、フッティングなど）に適応する人馬の能力に主眼がおかれ、飛越能力や調和、人馬間の信頼を示し、全体として「見事な画像」を描き出すことが求められる。

この競技に関わるいかなる者も、この競技特有の魅力的かつ刺激的な本質が備え持つ一定レベルのリスクを認識し、これを受け入れなければならない。

あらゆる努力を払い、どのレベルにおいても、競技レベルや競技自体に内在するリスク以上に危険にさらされることのないよう、責任能力ある選手が段階的な調教を受けた馬で競技に出場できるようにしなければならない。

## 第 1 章　概　要

### 500　はじめに

#### 500.1　定義

総合馬術競技は 3 種類の異なる競技で構成され、選手は馬場馬術競技、クロスカントリー競技、障害飛越競技を通して同一馬に騎乗する。

#### 500.2　責任

##### 500.2.1　選手

選手には本総合馬術規程を理解し、これらを遵守する最終責任がある。スチュワードや役員が選任されている場合でも、また（選手の遵守義務が）本総合馬術規程に記載されているか否かにかかわらず、選手はこの責任を免れることはできない。

##### 500.2.2　各国の馬術連盟（NF）

NF はすべての国際競技について、出場資格のある選手と馬を選考してエントリーし、彼らの競技適性と能力に責任を負うものとする。

##### 500.2.3　ナショナル・セイフティ・オフィサー

国際総合馬術競技会を開催するすべての NF は、現役のナショナル・セイフティ・オフィサー（NSO）を任命し、総合馬術リスクマネジメントに直接関わる事例すべてについて FEI と連絡をとらせなければならない。

##### 500.2.4　登録

国際競技に出場する選手と馬はすべて、毎年 FEI 登録しなければならない。

##### 500.2.5　馬のパスポートとマイクロチップ

一般規程第 137 条を参照のこと。

## 第 2 章　競技の構成

### 501　競技とシリーズ

#### 501.1　国際競技会（CI）

個人順位を競う競技。場所、日程、CI レベルについては FEI の承認が必要である。新しい会場で行われる 4&5 スターレベル競技については、特別要件が適用されることがある。

#### 501.2　公式国際競技会（CIO）

公式団体順位と個人順位を競う競技会。チームの各メンバーは自動的に個人順位の対象となる。チームは常に同国選手で構成する。

CIO の開催場所、日程、レベル、出場資格については、FEI と総合馬術委員会の承認が必要である。各 NF は一暦年につきシニア CIO を 1 回のみ開催することができる。

### 501.2.1　ネーションズカップ

ネーションズカップ（以降、”NC”と記載する場合もある）は公式国際団体競技である。その目的は、様々な NF から派遣される選手と馬の実力を比較することにあり、CIO の開催に際してのみ行うことができる。

「FEI ネーションズカップ ™ として承認を受けるには、少なくとも 3NF が競技に参加しなければならない。

CCIO へチームの参加申込を行った NF が 5 ヶ国未満であった場合は、（開催国チームを含めて）各 NF につき 2 チームを招待することがある。競技会の開始前、遅くとも国のスターティングオーダー決定の抽選時点までに、2 チームを擁する NF はどちらのチームで FEI ネーションズカップ ™ ポイントを競うかを決定しなければならない。」

## 501.3　選手権大会（CH）

公式団体順位と個人順位を競う競技会。チームの各メンバーは自動的に個人順位の対象となる。チームは常に同国選手で構成する。

地域別出場枠、選手と馬の年齢グループ、場所、日程、レベルは理事会が決定する。

例外的に大陸選手権大会のチームについては地域チームが認められるが、その場合は地域範囲について事前に総合馬術委員会の承認を受けていなければならない。

ポニー、ジュニア、ヤングライダー選手権大会は学校の長期休暇中に開催しなければならない。ジュニアとヤングライダー選手権大会は併催することが望ましい。

「選手権大会はいずれのレベルでもすべてロングフォーマットで開催しなければならない。（総合馬術委員会が例外を考慮することがある。）」

### 501.3.1　必要な参加国数

大陸選手権大会は、第 1 回ホースインスペクションに少なくとも 3NF および／または地域チームが臨場している場合にのみ開催が可能となる。

ヨーロッパ域外でのヤングライダーとジュニアの大陸選手権大会は、少なくとも 2NF からの参加があれば、地域チーム数にかかわらず開催できる。

**501.3.2　チームに加えての個人選手**

各チームに加えて参加が認められる個人選手数の上限は次の通り：

a) 7 チーム以上の参加申込がある場合 －各国 2 名の個人選手＋開催国から 6 名の個人選手

b) 5 チームあるいは 6 チームの参加申込がある場合 －各国 3 名の個人選手＋開催国から 8 名の個人選手

c) 4 チーム以下の参加申込の場合 －各国 4 名の個人選手＋開催国から 10 名の個人選手

エントリー数が合計 35 未満の場合は、各国から参加申込できる個人選手数を比例させて増やすことができる。

複数の種目が併催される選手権大会（例：世界馬術大会（WEG））と大会（例：ポニー、ジュニア、バルカンあるいは地域大会）において、総合馬術競技が他の競技種目とともに行われる場合は、開催国の選手数および馬の頭数を外国から参加が認められる上限と同数に制限する。

NF はノミネートエントリーの締め切り時点で組織委員会から通知を受ける。

**501.3.3　難度レベル**

選手権競技の難度レベルは次の通りである：

a) ポニー － CCIP2-L

b) ヤングホース（6 歳）－ CCI2*-L

c) ヤングホース（7 歳）－ CCI3*-L

d) ジュニア － CCI2*-L

e) ヤングライダー － CCI3*-L

f) 大陸／地域選手権大会と大会については、当該 NF と協議のうえ総合馬術委員会が決定する。

g) 世界選手権大会 － 第 501 条 3.4 を参照のこと

**501.3.4　世界個人および団体選手権大会**

世界選手権大会はシニア対象である。

世界選手権大会は、少なくとも 6NF が臨場している場合にのみ開催が可能となる。

世界選手権大会を別個に開催する場合の選手数は第 501 条 3「選手権大会」に従う。

参加：

a) 一ヶ国につき選手 5 名まで

b) チームを派遣しない国については各国とも個人選手 2 名まで
c) チームは 3 名または 4 名の選手で構成

テクニカルレベル：
a) 5 スターレベルの馬場馬術および障害馬術競技
b) 技術的に世界選手権大会／オリンピック大会レベルのクロスカントリー競技（10 分間、38～42 飛越）

### 501.4　大会

#### 501.4.1　地域大会と大陸大会

総合馬術競技は、公式団体順位と個人順位を競う地域／大陸マルチスポーツ大会（例：パンアメリカン、アジア、南米、東南アジアなど）にて開催することができる。

これらの大会は NOC 連合によって開催され、テクニカル面での例外を除いて一般規程に従う。年齢グループ、フォーマット、レベルは FEI 総合馬術委員会の承認を受けなければならない。

#### 501.4.2　オリンピック大会

オリンピック大会は FEI オリンピック大会特別規程と現行の総合馬術規程に従い、国際オリンピック委員会が開催する。

### 501.5　FEI 総合馬術シリーズ

理事会の承認を受けて FEI 総合馬術シリーズ（例：FEI 総合馬術ワールドカップ、FEI 総合馬術ネーションズカップなど）を設定することができる。

これらのシリーズについては、個々に出場資格および参加規定の理事会承認が必要である。

## 502　フォーマットとレベル

競技はフォーマットとレベルによっても規定される。

### 502.1　フォーマット

#### 502.1.1　定義

フォーマットにより競技のテクニカル面の一部（競技の開催期間、クロスカントリーの難度、競技の順番など）が規定される。

#### 502.1.2　ロングフォーマット競技（CCI-L）

ロングフォーマット競技は 3 日以上にわたって行われる。馬場馬術競技は選手数により 1

日あるいは連続した数日間の日程で行われ、その翌日にはクロスカントリー、そしてその翌日には障害馬術競技が行われる。

ロングフォーマット競技のクロスカントリーコースは、馬に極めて高い競技適性を求める全長となっており、良い成績を出すにはスタミナが必要である。

クロスカントリー競技は必ず障害馬術競技の前に行う。

#### 502.1.3　ショートフォーマット競技（CCI-S）

ショートフォーマット競技は 1 日あるいは数日の日程で行われる。馬場馬術競技は必ず最初に行われ、続いて同日あるいは翌日に障害馬術競技とクロスカントリー競技が行われる。

ショートフォーマット競技におけるクロスカントリーコースの難度は、スターシステムで考えればロングフォーマット競技と同じであるが、コース全長は短く難度はより高い。

クロスカントリー競技は障害馬術競技の後に行うことが望ましい。

#### 502.1.4　統一フォーマット競技（CC1*-イントロダクトリー）

CCI1*-イントロダクトリーは、競技の順序とホースインスペクション要件に従い、ショートフォーマットかロングフォーマットで開催できる。

### 502.2　　難度レベル

レベルは競技の難度を示すものであり、低レベルのワンスターから高レベルの 5 スターへと段階的に難度があがるスターシステムである。

5 スターレベル競技では、選手と馬ともに最高レベルのトレーニングと経験が求められる。

## 503　カテゴリー

### 503.1　ポニー、ジュニア、ヤングライダー競技

ポニー、ジュニアおよびヤングライダー競技は選手の年齢グループに応じて開催される。

#### 503.1.1　ポニー競技

選手は 12 歳となる暦年の始めから 16 歳となる年の終わりまで、ポニーライダーとして競技に出場できる。

ポニーライダーは所定の出場資格を満たしていればポニーライダーとしてのステータスを失うことなく、ポニーに限定せず総合馬術競技へ出場できる。

### 503.1.2　ジュニア競技

選手は 14 歳となる暦年の始めから 18 歳となる暦年の終わりまで、ジュニアとして競技に出場できる。

### 503.1.3　ヤングライダー競技

選手は 16 歳となる暦年の始めから 21 歳となる暦年の終わりまで、ヤングライダーとして競技に出場できる。

### 503.2　選手の年齢

選手は 18 歳となる暦年の始めからシニアとみなされる。

選手権大会や大会への参加は、特にジュニア、ヤングライダー、ポニーライダーを対象として開催される場合を除いてシニア選手に限定される。

国際競技への参加は、特にジュニア、ヤングライダー、ポニーライダーを対象として開催される場合を除いてシニア選手に限定されるが、次の例外がある：

a)　所属 NF の許可があれば、選手は 16 歳となる暦年の始めから 3 スター競技に出場できる。

b)　所属 NF の許可があれば、選手は 14 歳となる暦年の始めから 2 スター競技に出場できる。

### 503.3　ヤングホース競技

ヤングホース競技は 6 歳馬と 7 歳馬を対象として、馬の年齢に応じて開催される。

この種の競技は CCI2*&3*-ロングあるいはショートでのみ行われる。

### 503.4　馬の年齢

馬の年齢として次の下限がすべての競技に適用される。

a)　CCI1*/2*/3*レベル競技：馬は 6 歳となる暦年の始めから 1*, 2*, 3*競技に出場できる。

b)　CCI4*レベル競技：馬は 7 歳となる暦年の始めから 4 スターレベルの競技に出場できる。

c)　CCI5*レベル競技と 4 スターレベル選手権大会：馬は **8 歳**となる暦年の始めから 5 スターレベルの競技あるいは 4 スター選手権大会に出場できる。

### 503.5　ポニー

#### 503.5.1　定義

ポニーの定義およびポニーの体高測定プロトコルについては獣医規程を参照のこと。

**503.5.2　ポニーの年齢**

ポニーは 6 歳となる暦年の始めからポニー競技に出場することができる。

出場をポニーに限定した特定競技を除き、すべての国際競技は馬とポニーともに等しく参加を認めるものである。ただしポニーとこれに騎乗する選手が該当する出場資格をすべて満たしている場合とする。

**504　出場制限**

**504.1　各選手が騎乗できる頭数**

**504.1.1　選手権大会と大会**

選手は各自 1 頭の馬にのみ騎乗できる。

**504.1.2　CIO**

選手はチームメンバーとして各自 1 頭の馬にのみ騎乗でき、また 1 チームにのみ所属することができる。

団体競技に馬を参加申込している選手は、個人競技に使う別の馬よりも必ず先にこの馬に騎乗しなければならない。

**504.1.3　CI**

選手が個人競技で騎乗する馬の頭数に制限はないが、次の場合を除く：

a)　組織委員会はタイムテーブル作成の都合上、あるいはその他の理由により、その判断で抽選を行うことができる。その手順については競技実施要項に記載しなければならない。

b)　受け入れ可能な限度を超えて参加申込があった場合、選手は各 2 頭（あるいは組織委員会が 1 頭のみと決定した場合は 1 頭）までの騎乗となる。

NF は国際競技への自国選手の参加申込に際し、クロスカントリー競技で 1 日に自分の能力範囲を超える頭数の馬で出場することのないよう確認する責任がある。

**504.2　他の出場制限**

**504.2.1　1 スターおよび 2 スターレベル競技**

現行年あるいは前年に世界選手権大会／オリンピック大会／5*-L レベル競技において出場最低要件を獲得した馬は、CCI1*あるいは CCI2*のロングあるいはショート競技に参加申込することはできない。但し、カテゴリー分けされていない選手の場合はこの限りではない。

**504.2.2　選手権大会**

一暦年につき選手と馬はポニー、ジュニア、ヤングライダーもしくはシニア選手権大会のい

ずれかにのみ出場することができる。本条項はヤングホース選手権大会には適用しない。

**504.2.3　ジュニア選手権大会**

ジュニア選手権大会は、現行年あるいは前年に CCI5*-L 競技あるいはオリンピック大会、世界選手権大会において MER を獲得した馬を除く、すべての馬を対象とするものである。

シニア総合馬術選手権大会、あるいは地域大会／オリンピック大会の総合馬術競技に出場した選手は、もはや総合馬術ジュニア選手権大会に戻ることはできない。

## 第 3 章　競技運営

### 505　経費、参加申込料、賞金、責任

#### 505.1　CI と CIO

参加申込料と経費の提示額は組織委員会の裁量に任される。

開催国に在住する外国人選手を含む開催国選手には、全員に同額の経費補助を支給しなければならない。

他の外国人選手についても全員に同額の経費補助を支給するが、その支給額は開催国選手あるいは開催国在住の外国人選手と異なる場合がある。

#### 505.2　選手権大会

**505.2.1　大陸選手権大会**

組織委員会は、開催国国境および／または競技会場への搬入と搬出に関わるエージェント経費と獣医療経費を含め、検疫と通関（必要な場合）にかかる費用負担およびこれらの手配を行う責任を負う。

組織委員会には次の選択肢がある：

a)　個人選手と／あるいはチームに適度な額の参加申込料の支払いを求め、第 1 回ホースインスペクション前日から障害馬術競技翌日までの以下の経費を負担する：

- a.　選手、グルーム、チーム監督、チーム獣医師の滞在費（宿泊、食事、現地の移動手段）
- b.　出場馬の厩舎、敷料、飼料

b)　参加申込料を免除するが、他の経費負担は行わない。この場合、組織委員会は滞在費あるいは出場馬の厩舎代および飼料代を負担する義務を負わない。

ジュニア、ヤングライダー、シニア選手権大会については、賞金が授与される場合に限り参加申込料を徴集することができる。

**505.2.2　世界選手権大会**

世界選手権大会への参加申込料と経費は、FEI と組織委員会との合意に基づいて決定される。

**505.2.3　責任**

チーム監督はすべての公式監督会議に出席し、チーム選手を代表する責任がある。

チーム監督は競技会開催期間を通して、そのチームおよび／または個人選手の行動に責任を負う。損害が生じた場合はチーム監督とその所属 NF が責任を負う。選手が個人家庭に宿泊しない場合、チーム監督はそのチームおよび／または個人選手と同泊しなければならない。

上訴委員会は損害額を査定する権限を有する。FEI 法務制度に従い、上訴委員会は競技会開催期間を通してどの時点であっても、容認しがたい行為をとったチームおよび／または個人選手に罰金を科すことができ、またこれを失格とすることができる。

**505.3　賞金**

**505.3.1　配分**

賞金額は実施要項で各競技への内訳に示されている通りに配分しなければならない。

各競技で授与される賞の数は選手（馬場馬術競技出場選手）4 名につき 1 個の割合で、少なくとも 5 個の賞を授与するものとする。

競技を完走した選手数が 5 名未満となった場合は、授与される賞の数を完走した選手数に等しく変更する。

個人選手に授与される第 1 位の賞金額もしくは換金しやすい賞品の価格は、当該競技で授与される賞金および換金しやすい賞品総額の 1/3 を超えてはならない。

**505.3.2　数班に分けて行う競技**

賞金は各班とも同額とし、実施要項に明記しなければならない

**505.3.3　ポニー競技**

ポニー競技では賞金を設けてはならない。

**505.3.4　表彰**

入賞した選手は表彰式に出席しなければならず、また入賞馬も臨場させなければならない（しかしクロスカントリーが最終競技の場合には馬の臨場を求めない）。

組織委員会は、表彰式プロトコルと表彰式への参加を義務づける入賞者数を公式に選手へ通達しなければならない。

納得できる理由もなく、また組織委員会へ連絡することもなく表彰式への参加を怠った入賞選手については、競技場審判団の判断で、組織委員会が当該選手への賞の授与を保留することがある。

**506　有線テレビ**

すべての 5 スターレベル競技（CCI5*-L スター）および 4 スターと 5 スターレベル選手権大会（CH 4&5 スター）では、競技場審判団とクロスカントリー・コントローラーの使用に供するため、スタート地点近くの選手待機所とコントロールセンターにクロスカントリー競技用有線テレビを設置しなければならない。

**507　実施要項と成績**

**507.1　実施要項**

すべての競技について、FEI 指定書式で草案した競技実施要項を以下の期日までに FEI へ送付し、承認を受けなければならない：

a)　CCI1*-イントロダクトリー、CCI2*&3*ロングあるいはショートレベルについては競技の 4 週間前。

b)　CCI4*ロングあるいはショート、CCI5*ロング、CCIO と選手権大会についてはすべてのレベルで競技の 10 週間前。

上記の期日以内に行われない場合には一般規程の条項に従って扱われる。

参加申込締切日を過ぎてから到着した実施要項は承認できない。

**507.2　成績**

組織委員会は FEI 指定の電子書式に従い、できれば競技会終了後直ちに、遅くとも競技会終了後 2 日以内に全競技成績を FEI へ送らなければならない。

上記の期日以内に行われない場合には一般規程の条項に従って扱われる。

**508　招　待**

招待はすべて個人選手宛てではなく、各 NF へ送付しなければならない。

**508.1　CI**

招待される NF、および 1 ヶ国あたりの選手数と馬の頭数は組織委員会の判断に委ねられる。

各選手につき 1 名のグルームを招待しなければならない。

**508.2　CIO**

少なくとも 5 ヶ国を招待しなければならない。開催国の選手数に制限はない。

事務総長と総合馬術委員会の合意を得た場合にのみ、組織委員会は招待国数を制限することができる。

各選手につき 1 名のグルームと各国につき役員 1 名を招待しなければならない。

**508.3　選手権大会**

選手権大会は出場資格のある選手とチームすべてを対象とするものである。出場資格のあるすべての NF へ招待状を送らなければならない。

各選手につき 1 名のグルームと各国につき役員 2 名を招待しなければならない。

**509　参加申込**

**509.1　CI と CIO**

参加申込は、承認済み競技実施要項にて組織委員会が示した条件に従って NF が行わなければならない。

**509.1.1　デフィニットエントリー**

デフィニットエントリーは遅くとも当該競技会開始の 4 日前までに行わなければならない。これは当該競技会に参加する選手と馬の最終選考となる。選手および／または馬の交代は本規則に則った場合にのみ可能である。

**509.2　選手権大会**

FEI選手権大会とFEI世界馬術大会（WEG）への参加申込は、FEI一般規程第116条2に従って行わなければならない。

参加申込は各 NF が次の 2 段階で行わなければならない。

参加申込提出期限は承認済み競技実施要項に記載される。

**509.2.1　ノミネートエントリー**

遅くとも競技の4週間前までに、開催国NFを含め、参加意思申込を行った各NFは：

a)　実際に出場させることのできる馬と選手数の3倍まで、FEIオンライン・エントリー

システムを通して参加申込できる。この制限内であれば選手1名に対する馬の参加申込頭数に制限はない。
b)　FEIオンライン・エントリーシステムを利用しない場合は、ノミネート選手全員の登録番号と、馬の登録番号およびパスポート番号を記載しなければならない。

**509.2.2　デフィニットエントリー**
デフィニットエントリーは、遅くとも競技の第 1 回ホースインスペクションが行われる 4 日前までに、FEI オンライン・エントリーシステムで追認しなければならない。

各 NF はノミネートエントリー・リストから選考し、出場が許可される最大限の人馬数範囲内で確定させなければならない。

これらの選手と馬が競技に派遣される。

デフィニットエントリーの提出後にノミネートエントリー・リストから選手および／または馬の交代が認められるのは、組織委員会の明確な承諾を受けた場合のみとするが、あくまでも第 1 回ホースインスペクションの 2 時間前までとする。

**509.3　能力証明書**
すべての選手権大会および大会について、NFはFEIオンライン・エントリーシステムから選手と馬の能力証明書をダウンロードし、これに署名してノミネートエントリー期日あるいはFEIが指定した期日までにFEIへ送付することで、選手と馬が国内要件を満たし、かつFEI要件に達していることを申告しなければならない。

## 第 4 章　役　員

**役員の行動規範**
FEI 役員は全員が FEI 行動規範の遵守を義務づけられる（一般規程付則 H を参照）。

**510　役員のカテゴリー**

**510.1　審判員**
国際審判員は 2 つのカテゴリーに分けられる：
a)　レベル 2 審判員
b)　レベル 3 審判員

**510.2　技術代表**
国際技術代表は 2 つのカテゴリーに分けられる：
a)　レベル 2 技術代表
b)　レベル 3 技術代表

### 510.3　コースデザイナー

国際コースデザイナーは 2 つのカテゴリーに分けられる：

a)　レベル 2 コースデザイナー

b)　レベル 3 コースデザイナー

### 510.4　スチュワード

スチュワードは 3 つのカテゴリーに分けられる：

a)　レベル 1

b)　レベル 2

c)　レベル 3

## 511　昇格要件

総合馬術委員会は最善の慣行基準を確保するため、毎年、総合馬術教育プログラムの見直しを行う。更新版はすべて毎暦年初頭に FEI ウェブサイトで公表する。

昇格要件はすべて当該 NF が明確に文書化し、昇格申請書を添えて FEI へ提出しなければならない。

### 511.1　審判員

#### 511.1.1　レベル 2 審判員

FEI レベル 2 審判員への昇格要件は以下の通りである：

a)　中級レベルあるいはこれに相当するレベル（常歩、速歩および駈歩歩度でのコレクションと伸長、踏歩変換、ハーフパスおよび肩を内へを含む）にて国内承認の馬場馬術審判員としてリストに掲載され、馬場馬術規程にあるトレーニングスケールを十分に理解し、これに精通していること。

b)　コース査定に幾らかの経験があり、総合馬術リスクマネジメントや問題解決、罰則事例などの知識があること。

c)　少なくとも 2 年間にわたり国内総合馬術審判員として定期的な実績があり、2 回以上の国際競技会にて競技場審判団メンバーを務め、このうち少なくとも 1 回はロングフォーマット競技であること。

d)　教育要件を満たしており、良好な評価と昇格の推奨を得ていること。

e)　英語を理解すること。

f)　NF の支持があること。

#### 511.1.2　レベル 3 審判員

レベル 3 審判員への昇格要件は以下の通りである：
a)　FEI レベル 2 審判員としてリストに掲載されていること。
b)　上級レベルあるいはこれに相当するレベルで国内資格があり、常歩と速歩、駈歩におけるコレクションと伸長、踏歩変換、ハーフパス、肩を内へを含むセントジョージ賞典馬場での審判経験があり、このレベルで行われる国内トレーニングプログラムに参加していること。
c)　コース査定に熟練しているとともに実践経験があり、総合馬術リスクマネジメントや問題解決、罰則事例などの実務的な知識を兼ね備えていること。
d)　現行年あるいはそれより前の 2 年間にわたり、国内および国際競技会にて定期的に審判を務めており、そのうち 4 回以上は国際競技会とし、その中で少なくとも 1 回はロングフォーマット競技、1 回は自国以外での開催であること。
e)　教育要件を満たしており、良好な評価と昇格の推奨を得ていること。
f)　英語を理解し、話すこと。

### 511.2　技術代表

#### 511.2.1　レベル 2 技術代表

FEI レベル 2 技術代表への昇格要件は以下の通りである：
a)　少なくとも 3 年間にわたり国内技術代表として定期的な実績があること。
b)　ショートフォーマット競技とロングフォーマット競技のあらゆるレベルで、技術代表としての経験があること。これには組織委員会内での実務経験とアシスタントコースデザイナーとしての実績を含む。
c)　国際ロングフォーマット競技にて、レベル 3 スター技術代表のアシスタントとしての経験があること。
d)　教育要件を満たしており、良好な評価と昇格の推奨を得ていること。
e)　英語を理解すること。
f)　NF の支持があること。

#### 511.2.2　レベル 3 技術代表

FEI レベル 3 技術代表への昇格要件は以下の通りである：
a)　FEI レベル 2 技術代表としてリストに掲載されていること。
b)　現行年あるいはそれより前の 2 年間にわたり 2 回の国際競技会にて技術代表を務め、そのうち少なくとも 1 回はロングフォーマット競技であり、1 回は自国以外での開催であること。
c)　教育要件を満たしており、良好な評価と昇格の推奨を得ていること。
d)　英語を理解し、話すこと。

### 511.3　コースデザイナー

### 511.3.1　レベル 2 コースデザイナー

FEI レベル 2 コースデザイナーへの昇格要件は以下の通りである：

a)　少なくとも 3 年間にわたり国内コースデザイナーとして定期的な実績があること。当該コースデザイナーが国際選手として経験がある場合には、この要件が短縮されることがある。

b)　ショートフォーマット競技とロングフォーマット競技でコースデザイナーとしての経験があること。

c)　教育要件を満たしており、良好な評価と昇格の推奨を得ていること。

d)　英語を理解すること。

e)　NF の支持があること。

### 511.3.2　レベル 3 コースデザイナー

FEI レベル 3 コースデザイナーへの昇格要件は以下の通りである：

a)　FEI レベル 2 コースデザイナーとしてリストに掲載されていること。

b)　現行年あるいはそれより前の 2 年間にわたり 2 回の国際競技会にてコースデザイナーを務め、そのうち少なくとも 1 回はロングフォーマット競技であること。

c)　教育要件を満たしており、良好な評価と昇格の推奨を得ていること。

d)　英語を理解し、またこれを話せることが望ましい。

## 511.4　スチュワード

### 511.4.1　レベル 1 スチュワード

FEI レベル 1 スチュワードへの昇格要件は以下の通りである：

a)　国内競技会、および少なくとも 2 回以上の国際ロングあるいはショート競技を含む国際競技会において、スチュワードとして定期的な実績があること。

b)　教育要件を満たしており、良好な評価と昇格の推奨を得ていること。

c)　NF の支持があること。

d)　21 歳以上であること。

FEI リストに掲載されている審判員と技術代表は全員が自動的にレベルワン FEI スチュワードとしてリストアップされる。

### 511.4.2　レベル 2 スチュワード

FEI レベル 2 スチュワードへの昇格要件は以下の通りである：

a)　FEI レベル 1 総合馬術スチュワードとしてリストに掲載されていること。

b)　5 年以内に 6 回の国際競技会（そのうち 3 回は総合馬術競技種目）にてスチュワードを務め、そのうち少なくとも 1 回はチーフスチュワードとして、また 1 回はアシスタント・チーフスチュワードとして 3 スターあるいは 4 スター競技会にて実績があること。

c)　教育要件を満たしており、良好な評価と昇格の推奨を得ていること。
d)　英語を理解し話すこと。

### 511.4.3　レベル 3 スチュワード

FEI NF スチュワードジェネラルが NF を通して昇格を進言してきた場合、FEI は当該レベル 2FEI スチュワードをレベル 3 スチュワードに昇格させることがある。

## 512　資格維持のための要件

### 512.1　審判員

#### 512.1.1　レベル 2 審判員

FEI レベル 2 審判員としての資格維持のための要件は以下の通りである：
a)　3 年ごとに教育要件を満たしており、良好な評価と資格維持の推奨を得ていること。
b)　過去 3 年間にわたり国内総合馬術審判員として定期的な実績があり、そのうち 2 回以上は国際競技会で競技場審判団メンバーを務め、またこのうち少なくとも 1 回はロングフォーマット競技であること。
c)　70 歳を超えていないこと。

これらの要件を満たさないレベル 2 審判員は FEI 審判員リストから除籍される。

#### 512.1.2　レベル 3 審判員

FEI レベル 3 審判員としての資格維持のための要件は以下の通りである：
a)　3 年ごとに教育要件を満たしており、良好な評価と資格維持の推奨を得ていること。
b)　過去 3 年間にわたり 4 回以上の国際競技会を含めて、国内競技会および国際競技会にて定期的に審判員を務めており、この国際競技会のうち少なくとも 1 回はロングフォーマット競技であること。
c)　70 歳を超えていないこと。

これらのテクニカル要件を満たさないレベル 3 審判員は、FEI 総合馬術委員会の判断によりレベル 2 審判員リストに移行されるか、あるいはリストから除籍される。

### 512.2　技術代表

#### 512.2.1　レベル 2 技術代表

FEI レベル 2 技術代表としての資格維持のための要件は以下の通りである：
a)　3 年ごとに教育要件を満たしており、良好な評価と資格維持の推奨を得ていること。
b)　過去 3 年間にわたり国内技術代表として定期的な実績があり、そのうち 2 回以上は国際競技会で技術代表を務めていること。
c)　70 歳を超えていないこと。

これらの要件を満たさないレベル 2 技術代表は FEI 技術代表リストから除籍される。

**512.2.2　レベル 3 技術代表**

FEI レベル 3 技術代表としての資格維持のための要件は以下の通りである：

a)　3 年ごとに教育要件を満たしており、良好な評価と資格維持の推奨を得ていること。

b)　過去 3 年間にわたり 2 回の国際競技会で技術代表を務めており、そのうち少なくとも 1 回はロングフォーマット競技であること。

c)　70 歳を超えていないこと。

これらのテクニカル要件を満たさないレベル 3 技術代表は、FEI 総合馬術委員会の判断によりレベル 2 技術代表リストに移行されるか、あるいはリストから除籍される。

**512.3　コースデザイナー**

**512.3.1　レベル 2 コースデザイナー**

FEI レベル 2 コースデザイナーとしての資格維持のための要件は以下の通りである：

a)　3 年ごとに教育要件を満たしており、良好な評価と資格維持の推奨を得ていること。

b)　過去 3 年間にわたり国内コースデザイナーとして定期的な実績があり、そのうち少なくとも 1 回は国際競技会でコースデザイナーを務めていること。

c)　70 歳を超えていないこと。

これらの要件を満たさないレベル 2 コースデザイナーは、FEI コースデザイナー・リストから除籍される。

**512.3.2　レベル 3 コースデザイナー**

FEI レベル 3 コースデザイナーとしての資格維持のための要件は以下の通りである：

a)　3 年ごとに教育要件を満たしており、良好な評価と資格維持の推奨を得ていること。

b)　過去 3 年間にわたり 2 回の国際競技会でコースデザイナーを務めていること。

c)　70 歳を超えていないこと。

初めて 4 スターあるいは 5 スターコースのデザインを手掛けるコースデザイナーは全員、同じレベル 3 且つ経験豊富なコースデザイナーから密接な指導を受けながら務めなければならない。

これらのテクニカル要件を満たさないレベル 3 コースデザイナーは、FEI 総合馬術委員会の判断によりレベル 2 スターコースデザイナー・リストに移行されるか、あるいはリストから除籍される。

**513　役員の選任**

役員は競技の種類やレベルに応じて、また次の表に基づいて FEI あるいは組織委員会により選任される。

国内役員の選任については、教育プログラム目的で FEI が直接選任する場合を除き、開催国から選ばなければならない（ただし保険補償対象となっているアシスタント技術代表、アシスタントコースデザイナーおよびアシスタントスチュワードを除く）。
**注記：**複数の競技／班を設ける競技会については、組織委員会は経費削減のため下記の表および／または第 513 条 9 に示す要件に代替する役員構成を提示できるとする委員会からの提議がある。代替提案は実施要項に記載し、FEI 事務局の承認を受けることとする。

国際水準を確実に遵守するため、提案は次の最低要件を満たさなければならない：
a) 競技会全般を通して、開催競技の中で最も高いレベルに対応できる国際役員を各役員カテゴリー（審判員、技術代表、コースデザイナー）につき 1 名以上選任しなければならない。これらの役員は競技会開催全般に責任を負い、FEI へ報告を行う。

この条項はどのレベルの選手権大会および大会にも適用しない。

**513.1 ショートフォーマット（CCI-S と CCIO-S）**

<table>
<tr><th>ショートフォーマット競技</th><th>4 スター</th><th>3 スター</th><th>2 スター</th></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">審判員 2 名または 3 名</td></tr>
<tr><td>競技場審判団</td><td>審判員全員を FEI レベル 2 あるいは 3 リストから選任し、そのうち少なくとも 1 名はレベル 3 リストから選任</td><td colspan="2">少なくとも審判員 1 名は FEI レベル 2 あるいは 3 リストから選任</td></tr>
<tr><td rowspan="2">技術代表</td><td>技術代表は FEI レベル 3 リストから選任</td><td colspan="2">技術代表は FEI レベル 2 あるいは 3 リストから選任</td></tr>
<tr><td>外国人技術代表か競技場審判団の外国人審判員の選任が必須</td><td colspan="2">外国人である必要はない</td></tr>
<tr><td>オーストラリアとニュージーランド<br><br>経費的な理由による例外</td><td>外国人である必要はないが、審判員 2 名、技術代表、コースデザイナーはレベル 3 リストから選任しなければならない。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>コースデザイナー</td><td>コースデザイナーは</td><td>コースデザイナー</td><td>国内資格のコース</td></tr>
</table>

| | | | |
|---|---|---|---|
| | FEI レベル 3 リストから選任 | は FEI レベル 2 あるいは 3 リストから選任 | デザイナーでもよい。 |
| **障害馬術コースデザイナー** | 障害馬術コースデザイナーは国内リストから選任 | 国内リストから選任の障害馬術コースデザイナーであることが望ましい。 | |
| **獣医サービスマネジャー（VSM）** | FEI 認可救護獣医師リストより選任<br>必要に応じて救護獣医師、獣医事コントロールオフィサーおよび／またはコース獣医師 | | |
| **獣医師代表** | FEI 総合馬術獣医師リストから選任の FEI オフィシャル獣医師 | | |
| **上訴委員会** | 上訴委員会の設置は任意、メンバーは 3 名か 1 名 | | |
| **チーフスチュワード** | レベル 2 または 3 総合馬術スチュワード | レベル 1、2 または 3 総合馬術スチュワード | |

### 513.2　ロングフォーマット（CCI-L と CCIO-L）

| **ロングフォーマット競技** | **5 スター** | **4 スター** | **3 スター** | **2 スター** |
|---|---|---|---|---|
| | 審判員 3 名 | | 審判員 2 名または 3 名 | |
| **競技場審判団** | | | | |
| | 審判員全員を FEI レベル 3 リストから選任 | 少なくとも審判員 2 名は FEI レベル 3 リストから選任 | 少なくとも審判員 1 名は FEI レベル 2 あるいは 3 リストから選任 | |
| | 競技場審判団に外国人審判員の選任が必須 | | 外国人役員の選任が必須（競技場審判団、技術代表またはコースデザイナー） | |
| **技術代表** | 技術代表は FEI レベル 3 リストから選任 | | 技術代表は FEI レベル 2 あるいは 3 リストから選任 | |
| **コースデザイナー** | コースデザイナーは FEI レベル 3 リストから選任 | | コースデザイナーは FEI レベル 2 あるいは 3 リストから選任 | コースデザイナーは国内資格でもよい。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| **障害馬術<br>コースデザイナー** | 障害馬術コースデザイナーは FEI3&4 障害馬術リストから選任 | 障害馬術コースデザイナーは国内リストから選任 | 国内リストから選任の障害馬術コースデザイナーであることが望ましい。 |
| **獣医師代表団** | FEI オフィシャル獣医師は FEI 総合馬術獣医師リストから選任 | | |
| **獣医サービス<br>マネジャー** | FEI 認可救護獣医師リストより選任<br>必要に応じて救護獣医師、獣医事コントロールオフィサーおよび／またはコース獣医師 | | |
| **上訴委員会** | 上訴委員会の設置は任意、メンバーは 3 名か 1 名 | | |
| **チーフ<br>スチュワード** | レベル 2 または 3 総合馬術スチュワード | | レベル 1、2 または 3 総合馬術スチュワード |

### 513.3　CCI1*-イントロダクトリー（統一レベル）

| **CCI1*-イントロダクトリー** | |
|---|---|
| | 審判員 2 名または 3 名 |
| **競技場審判団** | FEI 技術代表が FEI レベル 2 あるいは 3 リストから選任されている場合は、審判員全員を開催国の国内審判員としてもよい。 |
| **技術代表** | FEI レベル 2 あるいは 3 リストから選任の技術代表（または FEI レベル 2 あるいは 3 審判員が 1 名選任されている場合は、国内資格の技術代表） |
| | 外国籍である必要はない |
| **コースデザイナー** | 国内資格のコースデザイナーでもよい。 |
| **障害馬術<br>コースデザイナー** | 国内リストから選任の障害馬術コースデザイナーであることが望ましい。 |
| **獣医サービス<br>マネジャー（VSM）** | FEI 認可救護獣医師リストより選任<br>必要に応じて救護獣医師、獣医事コントロールオフィサーおよび／またはコース獣医師 |
| **獣医師代表** | FEI 総合馬術獣医師リストから選任の FEI オフィシャル獣医師 |
| **チーフ<br>スチュワード** | レベル 1、2 あるいは 3 総合馬術スチュワード |

### 513.4　競技場審判団長の選任－追加要件

a)　国内審判員 1 名をセカンドジャッジとして選任している場合は、FEI 審判員（レベル 2 またはレベル 3）を競技場審判団長として選任しなければならない。

b)　4&5 スター競技では、FEI レベル 3 審判員を競技場審判団長として選任しなければならない。

### 513.4.1　CCI5*-L

5 スター競技会の競技場審判団と技術代表については、総合馬術委員会が設定して FEI ウェブサイトに公開している要件に従い、組織委員会が FEI と協議のうえ選任する。
競技場審判団、技術代表およびコースデザイナーは FEI レベル 3 リストから選定しなければならない。

### 513.5　選手権大会と大会

| 選手権大会と大会 | 世界選手権大会およびオリンピック大会 | 4 スター | 3 スター | 2 スター |
|---|---|---|---|---|
| 競技場審判団 | FEI レベル 3 リストから選任の審判員 3 名 | | | |
| | 少なくとも 1 名は外国籍の競技場審判団メンバー | | | |
| | 障害馬術審判員は FEI リストからの選任が必須 | | | |
| 技術代表 | 技術代表は FEI レベル 3 リストから選任 | | | |
| コースデザイナー | コースデザイナーは FEI レベル 3 リストから選任 | | | |
| 障害馬術コースデザイナー | 障害馬術コースデザイナーは FEI 3&4 スター障害馬術リストから選任 | | 障害馬術コースデザイナーは国内リストから選任 | |
| 獣医師代表団 | 外国人獣医師代表と協力獣医師を FEI オフィシャル獣医師リストから選任 | | | |
| 獣医サービスマネジャー（VSM） | FEI 認可救護獣医師リストより選任<br>必要に応じて救護獣医師、獣医事コントロールオフィサーおよび／またはコース獣医師 | | | |
| 上訴委員会 | 委員長とメンバー2 名（1 名は外国人；総合馬術役員；法務知識のある人物） | | | |
| チーフスチュワード | レベル 3 総合馬術スチュワードリスト | | レベル 2 または 3 総合馬術スチュワード | |

### 513.5.1　選手権大会と大会

FEI が組織委員会と協議のうえ競技場審判団、外国人技術代表、獣医師代表団を選任する。

役員はすべて FEI レベル 3 リストから選考しなければならない。

### 513.6　獣医師（獣医規程を参照のこと）

### 513.7　上訴委員会
上訴委員会の委員長とメンバーの選任は一般規程に従わなければならない。

### 513.8　スチュワード
#### 513.8.1　FEI チーフスチュワード
各競技会につき、組織委員会はチーフスチュワードを FEI スチュワードリストから選任しなければならず、このチーフスチュワードは当該競技会に関わるスチュワード業務全般の責任を負う。同人物は、技術代表および組織委員会と連携する役員チームのキーパーソンである。

#### 513.8.2　アシスタントスチュワード
組織委員会はチーフスチュワードと協議のうえ、競技会の規模（競技会における選手総数）とタイプに応じて、十分な人数のアシスタントスチュワードを選任しなければならない。

国際競技会におけるアシスタントスチュワードは、全員が少なくともレベルワン資格を有していることが望ましい。そうでない場合は、受け持つ業務の具体的な責任についてチーフスチュワードから公式な指示を受けなければならない。

CCI4&5*-L（ロング）フォーマット国際競技会では、ウォームアップ馬場の監視、ブーツとバンテージ規制、厩舎での任務など重要な業務を任されるアシスタントスチュワードは全員がレベル 1 以上の資格を有していなければならない。

### 513.9　選任に関わる追加要件と制限
#### 513.9.1　競技場審判団
同じ構成メンバーの競技場審判団を同一競技会場で行われる競技会に 3 回連続して、あるいは 2 年連続して選任することはできない。

いかなる審判員も、4*と 5*スターレベルの CCI-L 競技会の競技場審判団メンバーを一暦年のうちに 5 回を超えて務めることはできない。

#### 513.9.2　技術代表
技術代表は同一競技会場で行われる競技会にて 4 回連続して、あるいは 3 年連続して役職を務めることはできない。

技術代表は一暦年のうちに 5 回を超えるロングフォーマット競技にて役職を務めることはできない。

### 513.9.3　競技会ごとの技術代表数

同じ競技会で 2 競技以上（国際と国内）が行われる場合：

a)　2 競技に対して 1 名の技術代表を選任しなければならない。

b)　3 競技あるいは 4 競技が行われる場合は 2 名の技術代表を選任しなければならない。

c)　5 競技以上が行われる場合は 3 名の技術代表を選任しなければならない。

選手数が 100 名以下の競技会では 2 名を超える技術代表の選任は必要ない。

追加で選任される技術代表は国内資格の技術代表でもよい。

班分けされた場合でも同一競技と考える。

同じ競技会で 2 名以上の技術代表が選任されている場合には、統括技術代表を選考しなければならない。同人物は技術代表業務の調整を行い、FEI へ競技会全般の報告を行う責務を負う。

### 513.9.4　アシスタント技術代表

すべての大会、選手権大会、シリーズファイナル、CIO、4&5 スターレベルの CCI では、組織委員会がアシスタント技術代表を選任しなければならず、またその他の国際競技でも選任することがある。

アシスタント技術代表は FEI リストから選考するか、もしくは国内資格の技術代表でもよい。

大会、選手権大会、シリーズファイナル、5 スターレベル競技のアシスタント技術代表は、技術代表と国籍を異にする者でなければならない。

### 513.9.5　経験と専門性とのバランス

4&5 スターレベルの CI で特殊な状況下では、FEI が時宜を得て組織委員会と協議し、競技実施要項で示されていた役員チームの構成を経験と専門性のバランスを勘案して修正するよう求めることができる。

## 513.10　同一レベルで班を分けて行う 1, 2 & 3 スター競技

1 スター、2 スターおよび 3 スター競技は、特定条項に従い同一レベルで数班に分けることができ、またこれを 1 競技として扱うことができる。

同一レベルで競技を数班に分けて行う場合には、競技全体を 1 競技とみなして以下のように役員を選任する：
a)　競技会にて 2 班以上に分けて競技が行われる場合でも、審判長と 1～2 名のメンバーで構成する競技場審判団の選任を競技会で 1 団のみとすることができ、この競技場審判団はいずれの班についても同じ判断基準で審査する責任がある。

b)　審判員を追加して任命し、馬場馬術競技での審査を支援させたり、必要であればホースインスペクションパネルの一員としたり、また障害馬術競技の審査を手伝わせる。このような追加任命の審判員は FEI 役員リスト、レベル 3 またはレベル 2 審判員リストからの選任、もしくは国内審判員でもよい。

c)　ロングフォーマット競技（CCI-L）では、各ホースインスペクションに競技場審判団から少なくともメンバー1 名が立ち会わなければならない。すべてのインスペクションにおいて、班分けされた馬は全頭を同じ獣医師と競技場審判団メンバーが診査しなければならない。

d)　同じスターレベルで行われる競技会の技術代表は 1 名のみとし、すべての班を統括する。

e)　競技場審判団は、該当するスターレベルの規定に従って組織委員会が選考したメンバーで構成しなければならない。

**514　利益相反**

**514.1　定義－全般**

何らかの権能を通して FEI に関与している一個人が複数の利害に関与、あるいは関与しているとみなされる場合で、そのいずれかが他者における行動の動機付けに影響を与えている可能性がある、あるいは影響を与えているとみなされる時には利益相反が実質的に存在すると言える。

利益相反とはFEIを代表するか、あるいはFEIに代わってビジネスや取引を行うにあたり、客観性に影響を与える可能性があったり、あるいは与えているとみなされるような家族関係を含む人的関係、職業上の関係、あるいは金銭的関係と定義づけられる。

現実的に可能な限り利益相反は避けなければならない。しかしこのような相反は、役員としての資格を得るうえで必要な経験や専門性と密接に関係していることがある。

該当するスポーツ規程により、利益相反と専門性との間に明確な線引きがなされるものとする。

**514.2　利益相反－総合馬術**

**514.2.1　コーチングとトレーニング　－すべての役員**

特別な状況で FEI 事務総長からの許可を得ていない限り、いかなる場合も競技場到着後に FEI 役員が競技にてコーチングあるいはトレーニングを行うことは避けなければならない。コーチングあるいはトレーニングにはコースウォークや、馬場馬術競技あるいは障害馬術競技に向けた選手のトレーニングやウォームアップも含まれる。

選手全員が参加できるコースウォークは奨励されるが、自分が教えている選手に限定したコースウォークは認められない。

**514.2.2　他の利益相反－競技場審判団**

a)　1, 2 & 3 スターレベルの CCI「CIM」（マイナー競技会）　－可能な限り利益相反は避けるべきである。

b)　4&5 スターレベルの CCI　－可能な限り利益相反は避けなければならない。これが避けられない場合は FEI 事務総長へ申告し、了承を得なければならない。

c)　大会／選手権大会／シリーズファイナル　－利益相反は認められない。

**514.2.3　他の利益相反－技術代表とコースデザイナー**

他の利益相反は技術代表とコースデザイナーに適用しない。

**514.3　独立した検討委員会**

FEI 事務総長は利益相反の可能性がある事例を独立組織の検討委員会に付託できる。この委員会は要請に基づいて事務総長が任命するもので、2 名のスポーツマン（引退して間もない選手）と法務知識のある人物 1 名（およびリザーブメンバー）で構成する。
同委員会は電子メールあるいは電話を用いて協議を行う。

緊急事例では、委員会メンバーのいずれか 1 名でも決定をくだすことができる。

**515　役員の任務**

競技場審判団、技術代表、コースデザイナーおよび獣医師代表は、組織委員会と協力して競技開催に向けた準備がすべて公正で安全、かつ適切に行われるよう尽力しなければならない。

この準備対象としては馬場、コース、障害物およびフッティングが含まれるが、特にク

ロスカントリーと障害馬術コースの難度レベルには注意を払い、いかなる場合も競技レベルを十分遵守した難度としなければならない。

どのレベルにおいても、馬と選手が正しくかつ効率よく技術を高めてゆけるよう、競技のスターレベルに即した正しい難度レベルでクロスカントリーコースと障害馬術コースを設定することが最優先事項である。

### 515.1　役員の管轄

競技場審判団の管轄期間は第 1 回ホースインスペクションの開始 1 時間前、または馬場馬術競技の開始 1 時間前のいずれか早い時点で始まり、最終成績発表の 30 分後に終了する。

しかしながら競技場審判団はクロスカントリーコースの視察を行い、これを承認した時点から管轄権を行使することもできる。

### 515.2　競技場審判団

#### 515.2.1　任務概要

競技場審判団は競技における審判業務、およびその管轄期間内に発生し得るすべての問題解決に最終責任を負う。

競技場審判団メンバーは、競技中のいかなる時点においても跛行や疾患、過度の疲労を呈している馬、および競技続行には不適性と思われる選手を競技から失権とする義務と全権を有する。

競技場審判団はまた危険な騎乗（第 525 条）や馬に対する虐待行為のいかなる事例についても監視し、措置を講じる責任がある。

#### 515.2.2　コースの視察と承認

競技場審判団は技術代表とコースデザイナーとともにクロスカントリーコースと障害馬術コースの視察を行い、これを承認する。

技術代表との協議を踏まえても競技場審判団がコースに納得できない場合、競技場審判団にはこれを修正する権限がある。

#### 515.2.3　ホースインスペクション

競技場審判団は獣医師代表とともに第 1 回と第 2 回のホースインスペクションを行う。

### 515.2.4　馬場馬術競技

競技場審判団は馬場馬術競技の審査を行う。

### 515.2.5　クロスカントリー競技

クロスカントリー競技にてフェンスジャッジやタイムキーパーを含むテクニカル役員がくだした判定への異議申立てについて、競技場審判団にはこれを裁定する責任があり、選手に有利となるか否かにかかわらず、審判員または役員の判断に代えて審判団の判断を適用することがある。

クロスカントリー競技の間は競技場審判団長がクロスカントリー・コントロールに入るか、あるいは同審判長がコミュニケーション手段として使われる言語を話さないか理解できない場合は、その代行としてこの言語を話せて理解できる競技場審判団メンバー1名がクロスカントリー・コントロールに入らなければならない。

審判長は技術代表と協議のうえこの判断を行い、クロスカントリー競技中における他の競技場審判団メンバーの役割と配置を決定する。

競技場審判団長とメンバーはクロスカントリー競技の間を通して同じ任務に携わるものとする。

### 515.2.6　障害馬術競技

競技場審判団には障害馬術競技の審査を行う責任がある。

すべての大会と選手権大会において、FEI リストから障害馬術審判員を選任して競技場審判団を支援させなければならない。

その他すべての競技会については、このような支援は任意である。競技場審判団メンバーのいずれかが資格を有する障害馬術審判員であれば、追加人員は不要である。

競技場審判団長あるいは選任された障害馬術審判員がベルを担当することが必須である。

ショートフォーマット競技（CCI-S）において、障害馬術競技が他の競技と同時進行で行われる場合は、FEI 規程を理解している国内資格の障害馬術審判員にこの任務を託すことができる。

## 515.3　技術代表

### 515.3.1　任務概要

技術代表は競技実施、獣医検査とホースインスペクション、厩舎や選手の宿泊施設、お

よび競技のスチュワード業務に関わる技術面と運営面での準備を承認するとともに、医療プランについてはチーフ医事担当役員と連携をとる。

技術代表がすべての準備について満足ゆくものであると競技場審判団へ報告するまでは、この技術代表の権限は絶対的なものである。報告を行った後の技術代表は、競技会開催の技術面および運営面で継続して指導を行い、競技場審判団と獣医師代表団、組織委員会に対して助言するとともにこれを支援する。

### 515.3.2　コースと馬場

三競技種目すべてについて、技術代表は障害物の種類や寸法、コース全長を含め、コースや馬場、練習およびトレーニング用施設が競技レベルに対応しているかを重点的に点検し、これを承認する。

特に技術代表はすべてのコースを測定して、記載されている距離に間違いのないことを確認しなければならない。修正の時間がとれるよう、技術代表は余裕をもって早目にコース視察を行える用意がなければならない。
技術代表は打合わせ会を統括するとともにテクニカル役員（すなわちフェンスジャッジ、タイムキーパー）全員の活動を監督する。

### 515.3.3　役員への指示

障害物を構成するパーツ、障害物、あるいは障害物コンビネーションの審査規定を正しく解釈できない疑いがある場合、技術代表は可能な限り競技場審判団と協議のうえ、必要ならば簡単な図解を添えた役員への指示を承認し、選手へは全員に打ち合わせ会で、あるいはそれ以降の時点であれば技術代表の決定が出た後速やかに通知することが推奨される。

### 515.3.4　採点

技術代表は減点を含む採点にかかわる問い合わせについてはすべてを調査し、競技場審判団にこれを報告するとともに競技場審判団が出すべき判断について助言を行う。技術代表は競技の最終成績確定に責任を負う。

### 515.3.5　馬への虐待行為および／または危険な騎乗

技術代表はクロスカントリーコースにおける危険な騎乗（第 525 条）、過度に疲労している馬への騎乗、疲労している馬を過剰に追う行為、明らかに跛行している馬への騎乗、鞭および／または拍車の過剰使用（第 526 条）を理由として選手に警告を与え、あるいは走行を停止させる権限を有する。

### 515.3.6　仲裁および調査委員会

技術代表には、組織委員会が技術代表と競技場審判団長と協議のうえ競技会初日に仲裁および調査委員会を任命することを確実にする責任がある。

仲裁および調査委員会は、当該競技会レベルに出場経験のある現役あるいは引退して間もない選手で今回の競技に参加していない者 1 名、FEI 役員 1 名、そして主催者など当該スポーツに経験を有する独立した第三者の 3 名で構成する。

仲裁および調査委員会は、選手と役員との間で意見に相違がある場合は付則 F に従って判断をくだし、また馬あるいは選手の重篤な事故については競技場審判団長へ事故に関わる状況報告を行う。

### 515.3.7　FEI への報告

技術代表は競技会終了後 10 日以内に FEI 事務局へ報告する責任がある。

## 515.4　コースデザイナー

コースデザイナーは、自分が担当したクロスカントリーコースの視察にクロスカントリーコース担当の競技場審判団とともに参加しなければならない。何らかの容易ならぬ事由により、選任されたコースデザイナーがクロスカントリー競技開催中も現場に立ち会えない場合には、競技会開始前に代替のコースデザイナー名とともに FEI へ報告する。
本条項への違反行為は FEI 事務総長へ報告され、FEI により何らかの法的措置が講じられることがある。

### 515.4.1　クロスカントリー

コースデザイナーはクロスカントリーのコースレイアウト、測量、準備、ルート表示、およびクロスカントリー障害物のデザイン、構築、表示について責任を負う。

### 515.4.2　障害馬術競技

コースデザイナーは障害馬術競技のコースレイアウト、デザイン、構築に最終的な責任を負い、コースが現行の総合馬術規程すべてに準拠していることを確認しなければならない。

障害馬術コース設営の任務は第 513 条の表に従い、最終的には障害馬術コースデザイナーに委ねられる。

## 515.5　獣医師代表／獣医師代表団（獣医規程を参照）

**515.6　上訴委員会**

上訴委員会の任務は一般規程と獣医規程に定める通りとする。委員長とメンバーは最新版の FEI 規程、特に総合馬術規程を熟知していなければならない。

選手権大会とシリーズファイナルについては、フルメンバーの上訴委員会（委員長とメンバー2 名以上）の設置が義務づけられる。外国人メンバーを入れなければならない。

選手権大会の場合を除き、上訴委員会を設けるにあたってこれを 1 名構成とすることもできるが、その場合は公認国際審判員か国際審判員、もしくは国際技術代表でなければならず、またこの競技で他の任務を担当していない者とする。

**515.7　スチュワード（スチュワードチーム）**

スチュワードチームの任務は、馬のウェルフェアを守る FEI 馬スポーツ憲章のガイドラインを尊重し、当該競技会に参加する選手全員に公平な競技の場を提供することに留意しつつ、FEI 諸規程に則った競技運営を行ううえで組織委員会や競技場審判団、技術代表および選手をサポートすることにある。
第 1 回ホースインスペクションあるいは馬場馬術競技の開始前 3 日間は、スチュワードチームが FEI 諸規程の適用に責任を負う。

これに限定するものではないが、特にその任務として運動、練習、ウォームアップ用エリアと厩舎地区すべてにおける作業の計画立案と監督、および服装と馬装の点検、獣医検査とホースインスペクションでのサポートにその範囲が及ぶとともに、必要な場合は馬の薬物規制（EADMCR）と選手の薬物規制（ADRHA）にも関与する。スチュワードは組織委員会や選手、技術代表、他の役員と緊密に連携することが求められる。

**第 5 章　競技出場のためのテクニカル要件**

**516　原　則**

国際競技会へ参加するには、選手と馬は先ず何よりも所属 NF が定める基準を満たさなければならない。

出場資格は NF が定めた基準に加えて、国際競技で複数の出場最低要件（MER）を達成することで決まる（第 517 条）。MER は選手の能力／経験レベル（第 519 条、選手カテゴリー）と競技レベルに応じて馬単独で、あるいは選手／馬のコンビネーションで達成しなければならない。

FEI が定める馬と選手の最低要件に加えて、NF が更に厳しい追加基準を設けることが推奨される。

組織委員会は FEI と自国 NF の承認を得て、馬および／または選手に追加基準を課すこともできるが、この場合は FEI 承認の実施要項に掲載しなければならない。

技術代表あるいはその指名代理人は、すべての馬と選手が所属 NF により正式に参加申込され、FEI 登録されていることを確認するものとする。

**517　出場最低要件（MER）**

出場最低要件は競技全般を以下に示す最低限度内の成績で完走することにより達成できる：

a)　馬場馬術競技：減点 45 以内（または 55%）

b)　クロスカントリー競技：

- 障害減点なし（フランジブル装置の作動が 1 回であればクロスカントリーの MER 成績を認める）
- 2, 3 & 4 スターレベル競技のクロスカントリーでは規定タイム超過 75 秒以内とし、5 スターレベル競技では規定タイム超過は最大限 100 秒とする。

c)　障害馬術競技：障害減点 16 以内

**注記**：前年に獲得した MER はすべてその当時に適用されていた規定に従ってカウントされる。

**518　出場最低要件の有効期間**

**518.1　選手権大会**

出場最低要件獲得の有効期間は 1 暦年前からノミネートエントリー期限までである。

**518.2　CI と CIO**

出場最低要件獲得の有効期間は次の時点までとする：

a)　ロングフォーマット競技（CCI-L）で MER を達成する場合は、遅くとも MER 獲得が必要な競技会のクロスカントリーが行われる 24 日前

b)　ショートフォーマット競技（CCI-S）で MER を達成する場合は、遅くとも MER 獲得が必要な競技会のクロスカントリーが行われる 10 日前

**519　選手カテゴリー**

FEI 総合馬術選手カテゴリーは一定レベルにある選手の能力を認定するものである。

選手は次表に示す通り、連続 8 年間の実績に基づいてカテゴリー分けされる（カテゴリー外、D、C、B、A）。

世界選手権大会およびオリンピック大会は、5 スターレベルの MER として選手のカテゴリー分けにカウントする。

| | |
|---|---|
| D | 2 スターレベル以上の FEI CCI ショート（CCI-S）あるいはロング（CCI-L）フォーマット競技で 15 回の MER ; もしくはより高いレベルの FEI CCI ショート（CCI-S）あるいはロング（CCI-L）フォーマット競技で 5 回の MER |
| C | 3 スターレベル以上の FEI CCI ショート（CCI-S）あるいはロング（CCI-L）フォーマット競技で 15 回の MER ; もしくはより高いレベルの FEI CCI ショート（CCI-S）あるいはロング（CCI-L）フォーマット競技で 5 回の MER |
| B | 4 スターレベル以上の FEI CCI ショート（CCI-S）あるいはロング（CCI-L）フォーマット競技で 15 回の MER ; もしくは 5 スターレベルの FEI ロングフォーマット（CCI-L）競技で 5 回の MER |
| A | 4 スターレベル以上の FEI CCI ショート（CCI-S）あるいはロング（CCI-L）フォーマット競技で 15 回の MER とするが、そのうち 5 回は 5 スターレベルでの MER |

選手カテゴリーは過去 8 年間の成績を勘案しつつ、実績に応じて 7 月 1 日時点と毎暦年末に更新される。

### 520　CI と CIO の出場最低要件

国際競技の様々なフォーマット、カテゴリー、レベルで参加申込に必要となる要件詳細を以下の表に示す。NF は第 516 条の通り、自国の参加要件を定めてカテゴリー分けに適用しなければならない。

MER の例外：

a)　フランジブル／ディフォーマブル装置の最初の作動（減点 11）では、まだ MER を認める。

b)　複数の出場最低要件を獲得しなければならない場合（CI と CIC）、そのうち 1 回はクロスカントリー競技の障害減点 20 でも獲得できる（選手権大会と大会の MER については以下を参照）。

### 520.1　競技レベルでまだカテゴリー分けされていない選手

競技レベルでまだカテゴリー分けされていない選手については、次表に従って出場最低要件をコンビネーションで達成しなければならない：

**ショートフォーマット：**NF の取得要件として獲得した MER を含む

| | | |
|---|---|---|
| CCI2*-S | 全選手 | NF の取得要件のみ |
| CCI3*-S | カテゴリー外選手 | 1 CCI2*-S |
| | D 選手 | NF の取得要件のみ |
| CCI4*-S | カテゴリー外選手、D 選手、あるいは C 選手 | 2 CCI3*-S |

**ロングフォーマット：**NF の取得要件として獲得した MER を含む

| | | |
|---|---|---|
| CCI2*-L | 全選手 | NF の取得要件のみ |
| CCI3*-L | カテゴリー外選手 | 1 CCI3*-S と（1 CCI2*-L か 1 CCI3*-S） |
| | D 選手 | 1 CCI3*-S か 1 CCI2*-L |
| CCI4*-L | カテゴリー外選手、D 選手、あるいは C 選手 | 1 CCI3*-L と 1 CCI4*-S |
| CCI5*-L | カテゴリー外選手、D 選手、あるいは C 選手 | 2 CCI4*-L と 2 CCI4*-S |
| | B 選手 | 1 CCI4*-L と 3 CCI4*-S |

**統一フォーマット：**

| | | |
|---|---|---|
| CCI1*-イントロダクトリー | 全選手 | NF の取得要件のみ |

### 520.2　競技レベルで既にカテゴリー分けされている選手

相当するレベルあるいはそれ以上のレベルで既にカテゴリー分けされている選手は、第 520 条 1 のカテゴリー分けされていない選手向け要件をコンビネーションで達成するか、または次表に従って出場最低要件を達成してもよい：

**ショートフォーマット：**NF の取得要件として獲得した MER を含む

| | | |
|---|---|---|
| CCI2*-S | 全選手 | NF の取得要件のみ |
| CCI3*-S | C、B あるいは A の FEI 選手 | NF の取得要件のみ |
| CCI4*-S | B あるいは A の FEI 選手 | 1 CCI3*-S（馬のみ） |

**ロングフォーマット：**NF の取得要件として獲得した MER を含む

| | | |
|---|---|---|
| CCI2*-L | 全選手 | NF の取得要件のみ |
| CCI3*-L | C、B あるいは A の FEI 選手 | 1 CCI2*-L か 1 CCI3*-S（馬のみ） |
| CCI4*-L | B あるいは A の FEI 選手 | 1 CCI3*-L（馬のみ） |
| | | |
| CCI5*-L | A の FEI 選手 | 1 CCI4*-L（コンビネーションで） |

**注記**：天候条件および／または例外的な状況により中止された競技会に替える場合にのみ、NF には出場資格獲得目的で CN（国内競技）を利用する申請を行う選択肢がある。

この指定 CN とは、該当する NF から特定の目的で要請が FEI へ届き、FEI がこれを承認したものである。この指定された国内競技会で獲得した MER は同一年でのアップグレードにのみカウントされ、選手のカテゴリー分けには採用されない。

申請書は当該競技会の遅くとも 4 週間前までの提出が必要である。このような競技会では FEI レベル 3 技術代表が職務を遂行し、競技のテクニカル基準／レベルに責任をもち、全成績を含む報告（技術代表報告書）を FEI へ提出しなければならない。

**統一フォーマット：**

| | | |
|---|---|---|
| CCI1*-イントロダクトリー | 全選手 | NF の取得要件のみ |

### 521　選手権大会と大会への出場最低要件

選手権大会と大会についてはすべての出場最低要件をコンビネーションで達成しなければならず、またクロスカントリー競技では障害減点なしでクリアしなければならない。フランジブル／ディフォーマブル装置の最初の作動（減点 11）では、まだ MER を認める。
NF の取得要件に従って獲得した MER を含む。

| | |
|---|---|
| CH2* | 1 CCI2*-L |
| CH3* | 1 CCI3*-L |
| CH4* | 1 CCI4*-L |
| 世界選手権大会と<br>オリンピック大会 | 1 CCI5*-L あるいは（1 CCI4*-L + 1 CCI4*-S） |

出場最低要件獲得の有効期間については前述条項「出場最低要件の有効期間」を参照のこと。

ヤングホース選手権大会への出場資格は、毎年、総合馬術委員会が別途策定する。

### 522　出場資格の降格

#### 522.1　出場資格の降格－馬

出場資格の降格とは、あるレベルでのトライに何度も失敗した場合、それより下のレベル（MER）で馬の能力を改めて示すことを義務づけるものである。出場資格の降格は馬にのみ適用される。

出場資格の降格は次のような理由による：

- クロスカントリーで 2 回連続して失権、または
- 国際競技にて継続する 12 ヶ月間にクロスカントリーで合計 3 回の失権

ここでいうクロスカントリーにおける失権理由としては：

a)　拒止 3 回
b)　馬の転倒あるいは選手の落馬
c)　危険な騎乗

出場資格の降格は MER を獲得しない限り継続される。

あるレベルで出場資格が降格となった場合、当該馬が元のレベルで競技出場を認められるためにはそれよりも低いレベルの国際競技で出場最低要件を満たす必要がある。（例： 3 スターレベル（いずれのフォーマットでも）で 2 回失権した馬は、またこの 3 スターレベル（いずれのフォーマットでも）の競技へ出場するには 2 スターレベル（いずれのフォーマットでも）で MER を獲得しなければならない。）

出場資格の降格が異なるレベル（いずれのフォーマットでも）での失権による場合、当該馬は失権となった競技で最も高いレベルから一つ下のレベル（いずれのフォーマットでも）で MER を獲得しなければならない。
出場資格の降格が 1 スターレベルあるいは 2 スターレベル（いずれのフォーマットでも）での失権による場合は、この馬が所属する NF がその馬を査定し、FEI 総合馬術部門へ書面にて報告しなければならず、それまで当該馬はいかなる国際総合馬術競技へも出場することはできない。

**522.2　出場資格の降格－選手**
上記に加え、連続する 12 ヶ月間で馬の降格 2 回に深く関わった選手については、馬の 2 回目の降格日から 1 年間、1 レベル降格となる。

**第 6 章　選手と馬のウェルフェア**
**523　選手のウェルフェア**
**523.1　メディカル情報**
緊急時には選手の救命に関わる極めて重要な情報が応急処置または医療スタッフの手元にあるよう、選手は以下を遵守しなければならない：
a)　選手は全員が有効な連絡先情報を提供すること。
同行者／近親者の電話番号を到着時に競技会事務局へ提出しなければならない（組織委員会と医事担当役員は、クロスカントリー競技までにすべての情報を受領していることを確認する）。

b)　内科疾患の申告
内科的救急が発生した場合に何らかの関連性が推定される内科疾患をもつ選手は、少なくとも英語で情報を伝えられるよう、システムプロバイダーのメディカルデータ・キャリア*をどの競技会でも騎乗時には身につけていなければならない。その代替えとしては（最低限）、品質の良い医療用アームバンドを利用することもできる。このアームバンドの着用を選択した選手は、FEI ウェブサイトから書式をダウンロードして記入すること。

* メディカルデータ・キャリア（「メディカル ID タグ」とも呼ばれる）：ブレスレット

やネックチェーン、または衣服につける小さいバッジまたはタグで、装着者に重要な内科的疾患があることを救急救命士／医者／初期対応者に注意喚起するものである。

該当する病状としては最近受傷した頭部の怪我、過去の重篤な怪我／手術、糖尿病などの慢性疾患、長期薬物治療、アレルギーなどが含まれる。疑わしい場合には選手は自分の主治医に相談するべきである。

**523.2　メディカルフィットネス**

競技出場への選手のフィットネスに何らかの疑念がある場合は、競技場審判団がオフィシャル医事担当役員と協議を行い、その判断で選手を失権とし、また当該競技会における他の競技へも参加できない旨を決定することができる。

このような失権については技術代表報告書で FEI へ報告しなければならない。

**523.3　落馬あるいは人馬転倒後の検査**

競技会場でのトレーニング中あるいは競技中に落馬した選手は全員が、次の競技種目や競技に出場する前に、あるいは競技会場を去る前にオフィシャル医事担当役員の診察を受けなければならない。選手には必ずこの検査を受ける責任がある。

落馬後に本条項で求めている検査を受けずに会場を去った選手については、不適切な行動をとったとして自動的にイエローカード発行となり、このカードは当該選手の所属 NF へ送られる。

**523.4　脳震盪**

選手が事故に遭って脳震盪を起こした場合は、この選手を当該競技から失権としなければならず、また当該競技会で実施されるその他のいかなる競技へも出場不可となる。

**524　馬のウェルフェア**

トレーニング中、準備段階、競技への移動中、回復期、その他いかなる時にも FEI 馬スポーツ憲章を尊重するべきである。

**524.1　到着時の獣医検査**

これは馬が競技会場に到着した時点で行われる。この検査は資格を有する獣医師である獣医師代表またはその代理者によって行われる。この検査の目的は第一に馬の個体識別と予防接種履歴（ワクチンなど）、パスポート記載事項詳細を確認し、第二に各馬の健康状態を見極めることにある。

組織委員会は獣医師代表の合意を得て獣医検査の場所とタイムテーブルを定め、事前に

チーム監督および／または個人選手に通達しなければならない。

疑わしい事例については、必要に応じて競技場審判団もしくは上訴委員会に可及的速やかに、通常は第 1 回ホースインスペクションまでに連絡しなければならない。

### 524.2　ホースインスペクション

ホースインスペクションは一般観衆に公開で行われる。

#### 524.2.1　第 1 回ホースインスペクション

これは馬場馬術競技の前、かつその開始前 24 時間以内に行う。競技場審判団と獣医師代表がインスペクション団を構成し、競技場審判団長を責任者として行う。

各選手が臨場させた馬は引き馬にて、滑りにくく硬くて清潔な平地で停止した状態と運動している状態で検査しなければならない。

インスペクション団は跛行や不十分な健康状態、その他何らかの理由により、競技出場には不適性であると判断した馬を失権とする権利と責務がある。

競技適性に疑念がある場合、競技場審判団は当該馬をホールディングボックスに移動させて、ホールディングボックス獣医師による診察を受けさせることがある。

選手がその馬に再インスペクションを受けさせると決めた場合は、当該馬の再インスペクション前に先ずホールディングボックス獣医師がインスペクション団に所見を報告する。

ホールディングボックスの馬は、スチュワードとホールディングボックス獣医師の監視および規制下におかれる。

インスペクション団の票決が同数で結論が得られない場合は、競技場審判団長が決定権を有し、その結果は直ちに発表される。

#### 524.2.2　第 2 回ホースインスペクション

これは障害馬術競技の前に行われる。第 1 回ホースインスペクションと同じインスペクション団により、同じ条件で行われる。

#### 524.2.3　ショート競技（CCI-S）のホースインスペクションにおける選択肢

ショート競技では第 1 回ホースインスペクションの実施は任意であるが、これを行う場合には詳細を競技実施要項に記載しなければならない。
第 1 回ホースインスペクションを行わない競技会では、FEI オフィシャル獣医師が本総合馬術規程の第 524 条 1 に定める到着時の獣医検査で、簡単な速歩検査も含めて馬の競技適性を審査しなければならない。FEI オフィシャル獣医師が競技出場には不適性であると判断した馬については、競技場審判団へ報告しなければならない。

ショートフォーマット競技で障害馬術競技が最終競技となる場合は、第 2 回ホースインスペクションの実施が義務づけられる。

**524.3　競技中の馬のウェルフェア**
競技中のいかなる時点でも、競技場審判団は獣医師代表と協議のうえ、跛行をみとめたり競技継続への適性がないと判断した馬を失権にさせる権利と責務がある。

**524.3.1　クロスカントリー – ウォームアップ**
組織委員会が獣医師代表の同意を得て選任した獣医師をクロスカントリー競技のスタート地点近くに配置し、疑いのある事例を競技場審判団へ報告させる。

**524.3.2　クロスカントリー – フィニッシュエリア**
馬がクロスカントリー走行を終えた後に獣医検査が行われる。これは組織委員会が獣医師代表の同意を得て選任した資格を有する獣医師によって行われる。

同獣医師は負傷や過度の疲労を呈した馬の応急処置を行うとともに、各馬が次に示すような状態にあるかを判断する：
a)　そのまま歩いて厩舎へ戻ることができる。
b)　厩舎へ戻る前に、更に治療を受ける必要がある。
c)　馬運車で直接厩舎へ戻るか馬専門病院へ搬送しなければならない。
この獣医師には馬を競技から失権とする権限はないが、馬の虐待が疑われる事例についてはいかなる場合も競技場審判団と獣医師代表へ報告しなければならない。

クロスカントリー競技の途中で棄権するか、あるいは失権、停止させられた選手は、競技会場を離れる前にその馬を必ず獣医師代表か指名された獣医師に診せて検査を受けさせる責任がある。

本条項で求めている獣医検査を受けさせずに会場を去った選手については、不適切な行動をとったものとして自動的にイエローカード発行となり、このカードは選手所属 NF へ送られる。
**524.4　上訴**

2 回のホースインスペクション時と競技中のいかなる時点でも、馬のウェルフェアの観点から馬が失権となった場合、この競技場審判団の決定に対して上訴することはできない。

しかし要請があった場合には、競技場審判団長がその決定理由を説明しなければならない。

### 524.5　馬のアンチ・ドーピングと規制薬物検査

獣医規程と EADCMR を参照のこと。

## 525　危険な騎乗

### 525.1　定義

競技中のいかなる時点であっても、故意にあるいは選手自身の力量不足から無意識のうちに自分や自馬、第三者を競技自体に内在するリスク以上に危険にさらした場合、選手は危険な行動をとったとみなされ、侵害行為の程度に応じてペナルティが科される。

これに限定するものではないが、次のような行為が含まれる：

a)　制御不能な騎乗（明らかに選手の制御あるいは騎乗扶助に馬が反応していない場合）

b)　障害物へ向かっての走行が余りにも速すぎたり、遅すぎる場合

c)　繰り返し障害物でてこずり、遠のいてしまった場合（馬を障害物の近くまで追い込んだり、障害物に向かって馬をせき立てる行為）

d)　障害飛越の際に馬の動きに先んじたり、遅れてしまうことが繰り返される場合

e)　危険な飛越行為の繰り返し

f)　馬あるいは選手の反応が極度に欠けている場合

g)　3 回におよぶ明らかな拒止、落馬、あるいはどのような形態であれ失権した後に競技を継続した場合はイエローカードの発行を受ける。

h)　いかなる形態であれ観衆を危険にさらすこと（例：ロープで区切られたトラックから飛び出すこと）

i)　コースに設定されていない障害物を飛越すること

j)　追い越そうとする選手を故意に妨げたり、あるいは役員の指示に従わず他の選手を危険にさらす行為

競技場審判団メンバーあるいは技術代表は危険な騎乗と思われる事例を監視し、必要と思われる場合は危険な騎乗としてクロスカントリーコース走行中の選手を停止させて失権とする権利と責務がある。

競技場審判団が直接目撃していない場合には、事例を可及的速やかに競技場審判団へ報告

しなければならず、同審判団は当該選手にペナルティを科すか否か、およびその措置内容を決定する。

競技場審判団長は 1 名あるいは複数のアシスタント（例：当該競技にて公的任務についていない経験豊かな総合馬術役員、当該競技に直接関与していない経験豊かな選手および／またはトレーナー）を追加指名して、クロスカントリーにおける危険な騎乗の監視支援を依頼することができる。

競技場審判団長はこのようなアシスタントの特定任務、権限、そして報告手順を定める。クロスカントリーコースでは、このような追加役員をペアで配置することが推奨される。

**525.2　警告とペナルティ**

危険な騎乗の様々な事例については次の規定のいずれかを適用する：

a)　記録に残る警告
b)　イエローカード
c)　減点 25
d)　減点 25＋イエローカード
e)　失権
f)　失権＋イエローカード

減点 25 はクロスカントリー障害減点として成績にカウントする。

上記措置が適用された場合は、いかなる事例も技術代表が FEI へ報告を行い選手制裁措置リストに追記されなければならない。

**525.3　クロスカントリー競技前の失権**

クロスカントリー競技で選手に馬を制御する力量がないと深刻に懸念される場合には、危険予防措置として、競技場審判団は競技中のいかなる時点でも選手を失権としてクロスカントリー競技出場を止めさせる権利と責務を有する。

このような失権については、記録に残る警告あるいはイエローカードを発行しなければならない。

**526　馬に対する虐待行為**

**526.1　定義**

虐待行為とは次に挙げるいずれの行為をも含め、またこれに限定することなく馬に対して痛みや不必要な不快感を起こさせたり、起こすと思われる作為あるいは不作為をいう：

a)　馬の肢たたき

b)　過度に疲労している馬への騎乗
c)　疲労している馬を過剰に追う行為
d)　明らかに跛行している馬への騎乗
e)　鞭、銜および／または拍車の過剰使用
f)　鞭および／または拍車の過剰使用を示唆する馬の横腹や背の出血
競技場審判団が直接目撃していない場合には、組織委員会事務局あるいはクロスカントリー・コントロールセンターを通して、適宜事例を可及的速やかに競技場審判団へ報告しなければならない。できる限り報告書には 1 名あるいは複数の証人から得た証言を添えるものとする。

競技場審判団は対応すべき事例かどうかを判断しなければならない。

**526.2　警告とペナルティ**
競技場審判団の見解で馬への虐待とみなされる単独あるいは一連の行為については、次の規定の 1 つあるいは複数を適用する：
a)　記録に残る警告
b)　イエローカード
c)　失権
d)　罰金
e)　失格

**526.3　鞭の使用**
鞭の過剰使用および／または誤用は馬への虐待行為とみなされ、これに限定するものではないが次の原則に則って事例ごとに競技場審判団が検討する：
a)　鞭は選手の感情のはけ口として使用してはならない。
b)　鞭は失権後に使用してはならない。
c)　鞭は馬がコースの最終障害を飛越した後に使用してはならない。
d)　オーバーハンドで鞭を使ってはいけない（即ち、右手で鞭を持って左脇腹を打つような行為）。
e)　鞭を馬の頭に使ってはならない。
f)　鞭を 1 度に 2 回以上使用してはならない。
g)　障害物間で複数回にわたる鞭の過剰使用
h)　馬の皮膚が破れたり、あるいは目に見える痕が残っている場合は、常に鞭の過剰使用であるとみなされる。

**526.4　馬の出血**
馬に出血がみとめられる場合は、事例ごとに競技場審判団が検討しなければならない。すべ

ての出血事例が失権になるわけではない。

**馬場馬術競技**：課目演技中に競技場審判団が馬体のいずれかの部位に出血があると疑がった場合、審判員はその馬を止めて確認する。当該馬に鮮血が認められた場合は失権となる。失権は最終判断である。同審判員が確認して鮮血ではないことが明らかになれば、当該馬は演技を再開して課目を終了させることができる（FEI 馬場馬術規程第 430 条参照）。

**クロスカントリー競技**：クロスカントリー競技では、馬体上の出血が選手に起因する（拍車、銜および鞭）場合はすべて事例ごとに競技場審判団が確認しなければならない。軽微な出血事例でない場合は失権となる。馬が舌や唇を噛んだためと思われる口の軽微な出血事例、あるいは新鮮血については、競技場審判団が獣医師と協議して調べたうえ、当該選手の競技継続を認めることがある。

**障害馬術競技**：馬の脇腹に血液および／または口に出血が認められた場合は失権となる。明らかに馬が舌や唇を噛んだためと思われる軽微な事例では、役員は口をすすがせたり血を拭き取る行為を許可し、当該選手の競技継続を認めることがある；口にこれ以上の出血が確認された場合は失権となる（第 241 条参照）。
選手に起因する口での出血や拍車による出血といった軽微な事例（*）すべてについて、競技場審判団は当該選手にヒヤリングの機会を提供したうえで記録に残る警告を発行する。
（*）馬への虐待行為を示唆する事例は、第 526 条 2 の条項（馬に対する虐待行為ー警告とペナルティ）に従って対応する。

### 527　イエローカードと記録に残る警告

以下に示すような行為は、自動的に当該選手へ次の制裁措置をとることとなる：

- 選手に起因する馬の口での軽微な出血や拍車による脇腹での軽微な出血事例はすべて、最低限の制裁措置として記録に残る警告が科せられるか、あるいは一段と強い制裁措置が科せられる（第 525 条 2 に定める通り）。
- 過剰な鞭の使用はすべて、上記に定める通り自動的にイエローカードの発行となるか、あるいは一段と強い制裁措置が科せられる（第 525 条 2 に定める通り）。
- 選手が 3 回の明らかな拒止、落馬、あるいはどのような形態であれ失権した後も走行を継続した場合は、自動的にイエローカードの発行となる。
- 同一選手が 3 年以内に 2 回以上、選手に起因する馬体上の出血で記録に残る警告を発行された場合、当該選手は自動的にイエローカードの発行を受ける。
- 12 ヶ月以内に同じ違反で 2 回の記録に残る警告を発行された場合は、イエローカードの発行となる。

競技場審判団には、イエローカードあるいは「記録に残る警告」を発行する前にできれば当該選手に事情を訊く責務がある。当該選手には、いつでもそのイエローカードについて競技場審判団へ説明を求める権利がある。

イエローカードの発行となった選手に対して、当該競技会の期間中に相応の努力をしてもその旨の通知ができない場合は、当該競技会から 14 日以内にその選手へ書面にて通知しなければならない。

競技場審判団の決定後、イエローカードが発行された場合は、その選手名および警告となった理由を記載した通知を公式掲示板に張り出さなければならない。

一般規程における記載と相反するものであったとしても、馬の管理責任者が最初にイエローカードの発行を受けた時点から 1 年以内に同じ競技会あるいは他の国際競技会で同じ違反行為にてもう 1 枚イエローカードを受け取った場合、この馬の管理責任者は FEI 事務総長から公式通知を受けた後、自動的に 4 ヶ月間の競技出場停止処分を受ける。

**第 7 章　競技ルール概略**

**528　順　位**

**528.1　個人順位**

**528.1.1　馬場馬術競技**

審判員から獲得した各選手の得点は減点に換算される。この減点は競技後に馬場馬術順位および最終順位決定のために記録され、発表される。

**528.1.2　クロスカントリー競技**

クロスカントリーで発生した各選手の障害減点は、走行時間の超過減点と他の減点（発生していた場合）に加算される。この減点はクロスカントリー順位と最終順位決定のために記録され、発表される。

**528.1.3　障害馬術競技**

各選手の障害減点は走行時間の超過減点（発生していた場合）に加算される。この減点は障害馬術順位と最終順位決定のために記録され、発表される。

**528.1.4　失権**

総合馬術競技のうちいずれかの競技で失権となった場合は、この総合馬術競技から直ちに失権となる。

**528.1.5　最終順位**

三競技種目での減点合計が最も少ない選手を勝者とする。

#### 528.1.6　最終順位での同点（個人選手）

2 名以上の選手が同点となった場合は以下の通りに順位を決定する：
a)　クロスカントリー競技で障害減点、タイム減点、および他の減点があった場合にはこれらを含めたクロスカントリースコアの最も良い選手。
b)　それでもなお同点の場合は、クロスカントリータイムが規定タイムに最も近い選手から順位を決定する。
c)　それでもなお同点の場合は、障害減点とタイム減点を含めた障害馬術スコアが最も良い選手。
d)　それでもなお同点の場合は、障害馬術競技で最も早いタイムの選手。
e)　それでもなお同点の場合は、馬場馬術競技で「人馬コンビネーションの全体的印象」の点数が最も高い選手から順位を決定する。
f)　それでもなお同点の場合は最終順位において同順位とする。

### 528.2　団体順位

#### 528.2.1　最終順位

チームは 3 名あるいは 4 名の選手で編成する。

チーム内上位 3 選手の最終個人スコアを合計し、減点の最も少ないチームが優勝となる。

チーム最終順位を決定する目的に限り、何らかの理由で競技を完走できなかった選手に減点 1000 を与える。

#### 528.2.2　最終順位での同点（チーム）

2 チーム以上が同点となった場合は、チーム内上位 3 選手の順位を合算して順位を決定する。

### 528.3　失格

失格とは選手、馬および／または人馬コンビネーションが問題となっている競技、もしくは競技会全体から出場資格を失うことを言う。失格はまた時間的に遡って適用されることがある。

以下の事例については、競技場審判団の判断で総合馬術競技会での失格を競技中に適用できる：
a)　馬への虐待行為で重篤な事例
b)　選手の不穏当な行動で重篤な事例

以下の事例については、総合馬術競技会での失格を競技後に自動的に適用する：
a) 必要な出場要件（選手または馬）を満たさずに競技に出場した場合
b) 必要な登録（選手または馬）をせずに競技に出場した場合

**528.3.1　選手あるいは馬に関わる FEI 馬禁止物質リストに掲載された物質の検査陽性**
（FEI EADCMR と ADRHA を参照）

**529　出場人馬の申告**

出場人馬の申告は組織委員会が発表するタイミングで行われる。これは選手がクロスカントリー競技のコース下見を終えた後、かつ第 1 回ホースインスペクション終了後とする。

個人順位のみが競われる場合、組織委員会は第 1 回ホースインスペクションへの臨場を出場人馬の申告とみなすことができる。

団体順位が競われる場合には、チーム監督が書面にてチーム構成、チーム内における選手のスターティングオーダー、また 3 名構成チームの場合はどのスターティングオーダーを空欄とするかを申告しなければならない。

選手が騎乗を認められる頭数以上の馬を第 1 回ホースインスペクションに臨場させた場合は、同選手または監督がいる場合は監督が書面にて出場を確定した馬名を申告しなければならない。

同じレベルで 2 班以上にグループ分けする場合、2 頭以上に騎乗する選手は自馬を別々の班に振り分けてもらう権利がある。選手の班分け方法については実施要項に明記しなければならない。

**530　交　代**

**530.1　CI**

参加申込締切り日以降の交代は、正規に出場資格を得ている選手／馬でのみ、かつ組織委員会の同意があった場合に限り、第 1 回ホースインスペクションの 1 時間前まで（これが適用できない場合には馬場馬術競技の開始 2 時間前まで）可能である。

**530.2　CIO と選手権大会**

出場選手の申告を行った後のチーム構成変更は、次の手順に従わなければならない：
a)　交代は、当該選手が抽選で決まっていた出場日の馬場馬術競技に最初に出場する選手が演技を開始する遅くとも 2 時間前までに行わなければならない。

b)　選手が事故や病気の場合は、公式に認められた医師による診断書を提出しなければならない。
c)　馬の跛行や病気の場合は獣医師代表からの許可を受けなくてはならない。
d)　技術代表が競技場審判団と協議のうえ、交代を承認しなければならない。

**531.　抽　選**

**531.1　抽選方法の承認**

技術代表は、できれば競技場審判団と協議のうえ、抽選方法を承認しなければならない。技術代表は、選手数に応じて必要とあればチームあるいは個人選手のブロック数あるいは順番の再調整を認めることもできる。

**531.2　CI**

個人競技のみ行われる場合は、組織委員会が抽選を行ってスターティングオーダーを決定し、プログラムに掲載する。

**531.3　CIO と選手権大会**

団体順位と個人順位が競われる場合には、抽選を行って第 1 回と第 2 回ホースインスペクションの国順を決定する。この順番は馬場馬術競技とクロスカントリー競技のチーム出場順ともなる。

この抽選は第 1 回ホースインスペクションの前に競技場審判団と技術代表、チーム監督の立会いのもとで行われる。チーム出場あるいは個人選手の出場かを問わず、当該競技に参加するすべての国がこの抽選対象となる。

**532　スタート枠の割り振り（CIO と選手権大会）**

団体順位と個人順位が競われる場合、当該競技における選手全員のスタート枠の割り振りは以下の方法にて、競技場審判団と技術代表、チーム監督の立会いのもとで第 1 回ホースインスペクション後に行う。

すべてのスタート枠は 8 ブロック（A から H まで）に分けられ、選手は以下の通りに各ブロックへ振り分けられる：

a)　ブロック A　–　各チームで最初に出場する選手
b)　ブロック B　–　個人選手の 25%
c)　ブロック C　–　各チームで 2 番目に出場する選手
d)　ブロック D　–　個人選手の 25%
e)　ブロック E　–　個人選手の 25%
f)　ブロック F　–　各チームで 3 番目に出場する選手
g)　ブロック G　–　個人選手の 25%

h) ブロックH – 各チームで 4 番目に出場する選手

**532.1　チームメンバーのスタート枠**

チームメンバーのスタート枠は先ず国の出場順抽選結果（第 531 条 3）に従い、次にホースインスペクション後にチーム監督が事前申告した各チーム内のスターティングオーダーに従って決定する。3 名構成のチームについては、監督がどのスタート枠を空欄とするか申し出なければならない。

**532.2　個人選手のスタート枠**

その後、個人選手のスタート枠を以下の通りに決定する：

a)　団体競技で馬 1 頭に騎乗する選手の場合、2 頭目は国の出場順抽選結果（第 531 条 3）に従ってチーム監督が随意、ブロック G で残っているスタート枠から決定する。

b)　個人競技で馬 2 頭に騎乗する選手については、国の出場順抽選結果（第 531 条 3）に従ってチーム監督が随意、ブロック B と G で残っているスタート枠から決定する。このような選手の馬については、チーム監督が一巡ごとに 1 頭ずつスタート枠を決定できる。

c)　団体競技には出場せず、個人競技で馬 1 頭に騎乗する選手については、国の出場順抽選結果（第 531 条 3）に従ってチーム監督が随意、ブロック B、D、E、G で残っているスタート枠から決定する。

d)　団体競技に出場する選手が個人競技に馬 1 頭で出場する場合、国の出場順抽選結果（第 531 条 3）に従ってチーム監督が随意、ブロック B、D、E、G で残っているスタート枠から決定する。

各チームで 2 名以上の選手が 2 頭騎乗を認められるのは、上記条項に従って作成されたタイムテーブルで 2 頭乗りを組み込めるほどに競技会出場者数が十分である場合のみである。

**533　スターティングオーダー**

**533.1　ロングフォーマット**

**533.1.1　馬場馬術競技とクロスカントリー競技**

抽選で決定したスターティングオーダーをこれら両競技に使用する。

**533.1.2　障害馬術競技**

スターティングオーダーはクロスカントリー競技が終了した時点での順位のリバースオーダーとしなければならない（即ち、最下位の選手が最初に走行し、最上位の選手が最終飛越者となる）。

**533.2　ショートフォーマット**

### 533.2.1　馬場馬術競技と障害馬術競技

抽選で決定したスターティングオーダーをこれら両競技に使用する。

### 533.2.2　クロスカントリー競技

組織委員会の自由選択により：

a)　馬場馬術競技と障害馬術競技と同じ抽選によるスターティングオーダーとする。

b)　上位選手 25%については順位のリバースオーダーで行う。残りの選手については馬場馬術競技と障害馬術競技と同じ抽選によるスターティングオーダーとする。

2 頭騎乗する選手の順位が非常に近い場合は、下の順位にある馬のスターティングオーダーを調整しなければならない。

### 533.2.3　複数回出場する選手

複数回出場する選手は各馬の出場順を変更することはできない。しかしタイムテーブルの関係で必要な場合、そして競技場審判団と技術代表の同意がある場合は障害馬術競技とクロスカントリー競技ともに 1 頭または複数頭のスタート時刻を予定時刻から変更できる。

## 534　タイムテーブル

### 534.1　馬場馬術競技

馬場馬術競技における各選手のスタート時刻を示すタイムテーブルを各選手用に準備する。スタート時刻の間隔は組織委員会の判断に任され、技術代表の承認を得て決定となる。

### 534.2　クロスカントリー競技

各選手のスタート時刻を示すタイムテーブルは、馬場馬術競技終了後 1 時間以内に各選手用に準備しなければならない。

スタート時刻の間隔は組織委員会の判断に任され、技術代表の承認を得て決定となる。

### 534.3　障害馬術競技

障害馬術競技の開始時刻とおおよその終了時刻を示したタイムスケジュールを公表する。タイムスケジュールを午前の部と午後の部などに分ける場合には、午後の部に障害飛越を行う選手数を表示する。

### 534.4　必要な競技間隔

クロスカントリー競技が障害馬術競技の前に行われる場合には、競技間隔を 60 分以上とらなければならない。

## 535　練習とウォームアップ

### 535.1　個体識別番号

競技会場に到着した際に各馬は個体識別番号を受けとり、常時これを装着していなければならない。抽選番号を個体識別番号として代用することもあるが、その場合も競技終了まで装着していなければならない。

いずれの番号でも表示を怠った場合には、最初は警告が発せられ、何度も繰り返された場合は競技場審判団によりこの選手に罰金が科せられる。

### 535.2　馬のスクーリングに関する制限

#### 535.2.1　制限期間

第 1 回ホースインスペクションまたは馬場馬術競技の 3 日前から競技の期間中を通して、当該競技で騎乗する選手以外の者が馬を調教することは禁止され、これに違反した場合は失権となる。

#### 535.2.2　ハックと運動

グルームは騎乗して馬を調教することは許されないが、ハックや長手綱での騎乗は認められる。グルームはまた調馬索で馬を運動させることもできる。

#### 535.2.3　禁止エリア

競技場審判団または技術代表が特に許可していない限り、実際の競技前にクロスカントリー障害物付近で騎乗したり、馬場馬術アリーナあるいは障害馬術用馬場で騎乗することは禁止されており、これに違反した場合は失権となる。

### 535.3　運動エリア

組織委員会は馬の通常運動に適した馬場を準備し、日中はいつでも利用できるようにしておかなければならない。

組織委員会はこの目的で利用できるエリアを選手に通知しなければならない。馬の運動はその目的に指定されたエリアおよび／または馬場馬術、クロスカントリー、障害馬術の練習およびウォームアップエリアでのみ行える。

### 535.4　練習エリア

#### 535.4.1　馬場馬術練習エリア

馬場馬術競技初日の 2 日前には 60m×20m の馬場馬術練習用アリーナを少なくとも 1 面は準備して、選手が自由に利用できるようにしなければならない。このアリーナはで

きれば競技用アリーナと同じフッティングで準備することが望ましい。

### 535.4.2　障害飛越練習エリア

組織委員会は固定障害物と落下障害物を設置した 1 面あるいは数面の練習エリアを提供しなければならない。以下を適用する：

a)　選手が飛越できる練習用障害物は組織委員会が用意したもののみとする。

b)　すべての障害物に赤と白の標旗を立てなければならない。

c)　練習用障害物は組織委員会が定めた時間にのみ飛越できる。

d)　組織委員会はクロスカントリー練習用固定障害物を 2 個以上提供しなければならない。

e)　練習あるいはウォームアップエリアのいずれにおいても、練習用固定障害物の寸法は当該クロスカントリー競技で使用される障害物の大きさを超えてはならない。

f)　クロスカントリーあるいは障害練習／ウォームアップエリアのいずれにおいても、落下障害物はその競技で許可される高さの最大より 10cm を超えて高くしてはならず、幅についてはその競技で許可される最大幅を超えてはならない。

g)　落下障害物のいかなる部分も人が支えてはならない。

## 535.5　ウォームアップエリア

組織委員会は該当する競技で使われる馬場馬術競技用アリーナと障害馬術競技用馬場の近くと、クロスカントリー競技のスタート地点付近にウォームアップエリアを設けなければならない。

ウォームアップエリアは寸法やレイアウト、フッティングの質が以下に示す最低要件を満たしていれば、練習エリアと兼用できる。

### 535.5.1　馬場馬術競技

次に出場する選手が自由に使える 60m×20m の練習用アリーナを少なくとも 1 面は提供しなければならない。

### 535.5.2　クロスカントリー競技

赤と白の標旗を立てた固定障害物あるいは落下障害物を 2 個以上提供しなければならない。

### 535.5.3　障害馬術競技

赤と白の標旗を立てた落下障害物を 2 個以上提供しなければならない。

## 535.6　馬場馬術馴致

**535.6.1　馬場馬術馴致**

馬場馬術競技の前に競技用アリーナに馬を馴らすため、状況とタイムテーブルが許せば、組織委員会が同意した時間に、選手とグルームは競技用アリーナの馬場埒外側を長手綱で常歩させたり引き馬することができる。

全天候型馬場の場合、タイムテーブルが許せば、組織委員会は馬場埒の内側（選手のみ）および／または外側でのスクーリングを許可することがある。

**535.7　スチュワード業務**

1 名あるいはそれ以上のスチュワードを選任して、練習とウォームアップに関わる諸規則が遵守されるよう監視させなければならない。

飛越用障害物はスチュワードの監視下にある場合にのみ使用できる。

他の練習・運動エリアはスチュワードが不定期にパトロールすることがある。練習用障害物に関する条項に違反した場合は失権となる。

**536　コースとアリーナへの立ち入り**

**536.1　馬場馬術アリーナ**

競技場審判団から許可がない限り、競技中に演技を行う以外に選手が騎乗してアリーナへ立ち入ることは禁止されており、これに違反した場合は失権となる。アリーナは競技開始前、もしくは競技の休憩時間中に徒歩で下見をすることはできる。

**536.1.1**

総合馬術においては、馬場馬術アリーナの閉鎖は義務づけられない。

**536.2　クロスカントリーコース**

公式にコースオープンされる前に選手が障害物やコースを下見することは禁止されており、これに違反した場合は失権となる。

**536.2.1　コースオープン**

クロスカントリーコースは、遅くともクロスカントリー競技前日には選手全員にコースオープンされる。コースオープン後であれば、選手は日中に再度コースに入って障害物を確認することができる。競技場審判団から特別許可がない限り、この下見は徒歩で行わなければならない。

**536.2.2　標旗とマーカー**

選手にコースオープンされる時点で、障害物や標旗、マーカーはすべて正確に設置されていなければならない。選手はこれらを移動させたり、変えてはならず、これに違反した場合は失権となる。

**536.3　障害馬術コース**

障害馬術競技コースは、障害馬術競技開始の 15 分前までには選手にコースオープンされる。競技場審判団が馬場への立ち入り許可を出し、場内アナウンスで下見の開始を知らせなければならない。

選手はコースオープンから障害馬術競技開始まで、徒歩でのみコース下見が許される。

競技場審判団から特別許可がない限り、障害馬術競技が開始された後に選手が徒歩で馬場へ入ることは禁止されており、これに違反した場合は失権となる

**537　中断および変更**

**537.1　中断**

危険な事態が発生した場合はタイムテーブルを中断することがある。必要に応じて競技あるいは区間走行の開始を中断、延期もしくは中止することがある。

競技の中断、延期もしくは中止は、審判長が可能な限り他の競技場審判団メンバーおよび技術代表と協議したうえで判断する。

中断となった場合は、競技を中断されたところからできるだけ早く再開する。これによって影響を受けた選手全員に対して、競技再開前に十分な通告を行わなければならない。

**537.2　変更**

コースオープン後のコース変更は、例外的な状況および／または選手代表かチーム監督から特別要請があり、競技場審判団が技術代表およびコースデザイナーと協議のうえ同意した場合にのみ可能である。

このような変更はクロスカントリー打ち合わせ会にて選手へ通知しなければならない。

クロスカントリー競技が開始された後の変更は、例外的な状況（豪雨や猛暑など）により障害物や競技自体が不公平あるいは危険となった場合に限定する。

競技場審判団長は、可能な限り他の競技場審判団メンバーおよび技術代表と協議のうえ判断をくだす。

その場合は該当する区間走行あるいは競技の開始前に、チーム監督と各選手へ公式かつ個別にその変更を通知しなければならない。必要と思われる場合は変更のあった場所に役員を配置して、選手に注意を喚起しなければならない。

**538　服　装**

**538.1　概要**

長髪の選手はこれを結んで小奇麗にして競技に臨まなければならない。

**538.1.1　保護用ヘッドギア**

競技会場で馬に騎乗する際は保護用ヘッドギアの着用が必須である。保護用ヘッドギアは、競技が行われる時点で適用されているヨーロッパ（EN）、英国（PAS）、北米（ASTM）、オーストラリア／ニュージーランド検査基準を満たしていなければならない。

このような保護用ヘッドギアの着用が必要な時と場所について役員から指示を受けた後にこれを怠った場合はイエローカード対象となり、例外が適用されない限り当該選手に発行される。

例外としてシニア選手が賞の授与を受ける時、また国歌斉唱の間はヘッドギアを脱ぐことが認められる。ウィニングランの際にはヘッドギアを脱がないことが推奨される。

**538.1.2　鞭**

a)　トレーニング　– フラットワークで騎乗する時はいつでも、先端の房の部分を含めて長さが 120cm 以内の鞭の携帯が認められる。障害飛越の際に鞭を携帯する場合は、先端に重りのついていない 75cm 以内のものが認められる。

b)　ホースインスペクション　– ホースインスペクションでは先端の房の部分を含めて長さが 120cm 以内の鞭の携帯が認められる。

c)　馬場馬術競技　– アリーナ周囲のスペースへ入る時と競技中は鞭の携帯が認められない。

d)　クロスカントリー競技と障害馬術競技　– これらの競技中は先端に重りのついていない 75cm 以内の鞭の携帯が認められる。

**538.1.3　拍車**

a)　全般　– 拍車の着用は 3 競技種目すべてで任意である。馬体を傷つける可能性のある拍車は禁止である。拍車は表面が滑らかな素材（金属かプラスチック）でなければならない。もし柄がある場合は 4cm 以内の長さ（柄の長さは乗馬靴に接する部分から拍車の末端までを測る）で後ろへ向かって出ていなければならない。柄の末端は馬を傷つけないよう鋭利であってはならない。柄がカーブしているものの場合は、それが下方へ向

くように拍車を装着しなければならない。丸みのある硬質プラスチックあるいは金属のノブ付き金属製／プラスチック製拍車である「インパルス拍車」、また柄なしの「疑似拍車」も使用が認められる。

b)　輪拍　–　輪拍は 3 競技種目と練習／ウォームアップで使用が認められる。輪拍を使用する場合は、輪の部分が無理なく回転するもので、輪自体が丸く滑らかであること（先のとがっているものは認められない）。ポニー競技ではいずれの競技種目でも輪拍は認められない。

**538.1.4　乗馬靴**

馬場馬術競技と障害馬術競技で着用する乗馬靴（軍服規定に定める以外）は黒か茶色、または黒色にブラウントップでなければならない。

**538.2　馬場馬術競技**

**538.2.1　民間人**

狩猟用の上衣か乗馬クラブのユニフォーム；白いシャツとネクタイ；手袋；乗馬ズボンは白、淡黄褐色またはクリーム色；長靴（またはショートブーツにフルグレインのスムーズレザー・チャップス）；狩猟帽、保護用ヘッドギアもしくはトップハット。

CCI-S 1, 2 & 3 スターレベルでは、民間人はツイードのジャケットと淡黄褐色またはベージュの乗馬ズボン、黒または茶色の乗馬靴を着用することもできる。

保護用ヘッドギアとトップハット／山高帽の着用について、またアリーナへ入場した際に鞭を持っていた場合や、馬にブーツを装着していた場合、規定外の服装であった場合については馬場馬術規程を参照のこと。

**538.2.2　軍用施設と国立生産牧場のメンバーおよび職員**

軍用施設と国立生産牧場のメンバーおよび職員については、制服と手袋、規定のヘッドギア着用が義務づけられている。

保護用ヘッドギアとトップハット／山高帽の着用については馬場馬術規程を参照のこと。

**538.3　クロスカントリー競技**

クロスカントリー障害でのスクーリングを含め、この競技ではボディプロテクターの常時着用が義務づけられている。

**538.4　障害馬術競技**

**538.4.1　民間人**
この競技では狩猟用の上衣か乗馬クラブのユニフォーム；白いシャツとネクタイ；白、淡黄褐色またはクリーム色の乗馬ズボン；乗馬靴の着用が義務づけられている。CCI1*-イントロダクトリー、および CCI2*-L と 3*-L レベルでは、民間人はツイードのジャケットと淡黄褐色またはベージュの乗馬ズボン、黒または茶色の乗馬靴を着用することもできる。

**538.4.2　軍隊と警察関係者**
軍用施設と国立生産牧場のメンバーおよび職員については制服の着用が義務づけられている。

**538.5　服装の検査**
スチュワードを選任し、どの競技の開始前にも鞭と拍車、服装の検査を行わせることができる。

スチュワードには、鞭や拍車が第 538 条 1.3 と第 538 条 1.2 に違反している選手の出場を認めない権限がある。同スチュワードは直ちにこの状況を競技場審判団へ報告して確認を受ける。

規定に違反した鞭や拍車の使用、不適切な服装で競技に出場した選手は、競技場審判団の判断で失権となる。

**539　馬装／服装**
最新版の説明として FEI ウェブサイトに公開されている馬装具、用具および服装の FAQ ガイドラインも参照のこと。第 538 条 2.1 も参照。

**539.1　トレーニングと運動**
**539.1.1　必須馬具**
英国式鞍、および大勒頭絡や水勒頭絡、ギャグ、ハックモアを含む頭絡の使用が義務づけられている。

**539.1.2　許可馬具**
ランニングマルタンガール、アイリッシュマルタンガール、ビットガード、ブーツ、バンデージ、フライシールド、鼻カバー、サドルカバーの使用は認められる。

**539.1.3　調馬索運動で許可される馬具**
ランニングレーンやシャンポンと同様に、両側に 1 本ずつ装着したサイドレーンは調馬索運動（調馬索 1 本による）でのみ使用が認められる。

**539.1.4　禁止される馬具**

他のマルタンガール、あらゆる種類の補助具（ベアリング、サイドレーン、バランシングレーンなど）、あらゆる種類の遮眼帯も許可されておらず、これに違反した場合は失権となる。

**539.2　馬場馬術競技**

**539.2.1　必須**

英国式鞍と許可されている頭絡の使用が義務づけられている。

**539.2.2　許可**

a)　付則 A で認める通り、カブソン式鼻革付き大勒頭絡、即ち小勒銜とグルメット付き大勒銜（金属製、革製あるいはその併用）（グルメットカバーは革製、ゴム製、あるいはシープスキンでもよい）の使用が許可される。1 スターと 2 スターレベルの CCI-L と S では大勒頭絡の使用が認められない。小勒銜と大勒銜は金属および／または硬質プラスチック製でなければならないが、ゴム／ラテックスでカバーしてもよい。大勒銜のレバーアーム（銜身から下の銜枝の長さ）は 10cm までとする。アッパーチークはロウアーチークより長くてはいけない。大勒銜に遊動式銜身がついている場合、大勒銜の銜身から下のレバーアームの長さは、銜身が一番高い位置にある時に 10cm を超えてはならない。グルメットは金属製か革製、あるいはその組み合わせでもよい。グルメットカバーは革、ゴム、あるいはシープスキン製でもよい。小勒銜および／または大勒銜の銜身直径は馬を傷つけない程度とする。大勒銜の銜身直径は 12mm 以上、小勒銜の場合は 10mm 以上とする。

b)　付則 A で認める通り、銜が金属、ゴムあるいはプラスチック製の水勒頭絡も許可される。水勒銜が認められるが、直径は 14mm 以上でなけれならない。ポニーの場合は直径 10mm 以上とする。銜身の直径は銜身のリングあるいはチーク付近で測る。手綱は銜に装着しなければならない。

c)　頭勒はすべて革製でなければならないが、クロス鼻革の交差部分の下にあてる小さい円盤状のシープスキンは例外とする。

d)　胸がいは使用してもよい。

e)　イヤーフードはすべての競技会にて使用が認められ、これにより雑音を軽減する効果も見込まれる。しかしながらイヤーフードは馬が耳を自由に動かすことができるものであり、目を覆ってはならず、また耳栓は許可されない（表彰式については例外）。イヤーフードは控えめな色合いとデザインであること。イヤーフードを鼻革に装着することはできない。

**注記:**イヤーフードのスポンサーロゴ、所属国 ID については一般規程第 135 条を参照。

許可される銜と鼻革の絵については、付則 A－馬装、および銜と鼻革の図表を参照のこと。競技によっては水勒頭絡だけを許可する場合がある。

**539.2.3　禁止**

マルタンガール、ビットガード、あらゆる種類の補助具（ベアリング、サイドレーン、ランニングレーン、バランシングレーンなど）、あらゆる形態の遮眼帯、耳栓、鼻カバー、サドルカバーの使用は厳格に禁止され、これに違反した場合は失権となる。

人工の尾は重みがつけられていたり、それによって何らかの利点となるようなものでない限り、許可される。

**539.3　クロスカントリー競技と障害馬術競技**

**539.3.1　許可**

馬装の種類は任意である。可動式のランニングマルタンガールやアイリッシュマルタンガールと同様に、ギャグあるいは「ハミの付いていない頭絡」の使用が許可される。手綱は銜につけるか、直接、頭絡に装着しなければならない。鐙と鐙革は、あおり革の外側で托革から垂れ下がっていなければならない。

**539.3.2　禁止**

あらゆる形態の遮眼帯、サイドレーン、ランニングレーン、あるいはバランシングレーン;舌押さえおよび／または馬の舌を下顎に縛る道具;その他馬の動きを制限するもの、馬を傷つける可能性のある銜やその他の馬装具。シープスキン（またはその他の素材）を頭絡の銜枝につけることはできない。

クロスカントリーでは、落馬時に選手のブーツが制御されることなく直ちに鐙から外れるのを妨げる装具は禁止である。

ネックストラップをクロスカントリーで使用する場合は、胸がいか鞍に装着しなければならない。

クロスカントリーでは、銜なしのハックモアは許可されず、またどのような銜でもロウアーチーク（レバーアーム）の長さは 10cm を超えてはならない。

**539.3.3　障害馬術競技－ブーツ**

障害馬術競技については、馬の前肢あるいは後肢に用いる装具（単一あるいは複数のブーツ、フェトロックリングなど）の総重量は、1 肢あたり 500 g までとする（蹄鉄は含

まない）。

ヤングホース競技で後肢に装着するブーツについては障害馬術規程（第 257 条 2.4）を適用する。

この条項に従わない場合は失権となる。

**539.4　馬装の点検**
スチュワードを選任し、人馬がアリーナへ入場する前、または競技を開始する前に馬装の検査を行わせることができる。

馬場馬術競技においては、最大の注意を払って頭絡の検査を行わなければならない。

選手からの要請があれば、頭絡と銜の検査を演技終了直後に行ってもよい。しかし頭絡や銜が許可されたものでないと分かった場合、この選手は失権となる。

**540　許可されない援助**
依頼を受けたかどうかにかかわらず、選手がやるべきことに便宜を図ったり、あるいは馬を助ける目的で行われた第三者によるいかなる介入も許可されない援助とみなされ、当該選手は競技場審判団の判断により失権となる。

コース逸脱について選手に注意を促した役員あるいは観客は許可されない援助を行ったとみなされ、当該選手は失権となる。

特にクロスカントリー競技では、以下の内容が許可されない援助とみなされる：
a)　意図的に他の選手に先導してもらうこと。
b)　コースのいかなる部分であろうと車や自転車で、または徒歩の人物や競技に参加していない騎乗者により後ろを随走させたり先導させたり、もしくは併走させること。
c)　特定地点に友人を立たせて方向を指示させたり、通過の際に合図を送らせたりすること。
d)　障害物地点に人を立たせて何らかの方法で馬を追わせること。
e)　一時的あるいは恒久的であれ、標旗や指示板、マーカー、掲示物、ロープ、木、枝、ワイヤー、フェンスなどを含む障害物やコースの一部を変更すること。

**540.1　例外**
a)　クロスカントリー競技中は鞭やヘッドギア、あるいは眼鏡を下馬せずに手渡してもらうことができる。

b)　障害物地点で馬が逃避したため標旗を倒した場合、選手はフェンスジャッジに標旗の再設置を依頼できるが、そのタイムは差し引かれない。

### 540.2　受信用機器／カメラ

競技中に騎乗している選手が何らかの受信用機器を使用することは厳しく禁止されている。

競技終了後に研究目的で使用される競技中のデータ自動記録（例：心拍測定、体温測定など）は許可される。

選手に装着するカメラや装置の使用については一般規程を参照のこと。FEI 指定競技会におけるカメラの使用要請は FEI 事務局の承認を受けなければならず、他の競技会での使用要請は技術代表が主催者と協議して検討する。

### 541　選手および馬につける広告と宣伝

一般規程第 135 条に従い、特に総合馬術競技会ではスポンサーロゴを次の通りに表示できる：IOC 後援で行われる地域大会とオリンピック大会を除くすべての競技会において、選手はメーカーや選手のスポンサー、選手のチームスポンサー、NF スポンサー、選手の所属国、および／または選手自身を識別表示した衣服を着用したり、装具（これに限定するものではないが、騎乗用具を含む）を使用することができる。ただし次に定める特定条件を満たす場合とする。

### 541.1　スポンサーではないメーカーの識別表示

競技場にいる間と表彰式の際には、スポンサーではないが衣服や装具のメーカーである企業を特定する名称やロゴを衣服および／または装具各々につき 1 ヶ所、次の表面積を超えない範囲で表示できる：– 装具と衣類について 3cm$^2$ 以内。

### 541.2　スポンサー識別標示

競技場にいる間と表彰式の際には、選手のスポンサー、選手のチームスポンサーおよび／または NF スポンサーの名称および／またはロゴを次の大きさを超えない表面積で表示できる：

a)　サドルクロスの両側面各々に 200cm$^2$ ;

b)　障害馬術競技会、馬場馬術競技会、総合馬術競技会の障害馬術競技と馬場馬術競技では、ジャケットあるいは上着に胸ポケットの高さで両側各々に 80cm$^2$ ;

c)　総合馬術競技会の馬場馬術競技、クロスカントリー競技、障害馬術競技では、乗馬ズボン左脚に縦方向で 1 ヶ所のみ 80cm$^2$。いかなる場合でも乗馬ズボン表面に表示できるのは次の項目のみである：選手名、選手の国籍識別、そして選手のスポンサー、選手のチームス

ポンサーおよび／または所属 NF のスポンサー名称および／またはロゴ；
d)　シャツの襟両側に 16cm$^2$；
e)　総合馬術競技会のクロスカントリー競技では、ジャケットあるいは上着の片腕に 200cm$^2$、もしくはジャケットあるいは上着の両腕に 100cm$^2$ ずつ；
f)　総合馬術競技会の障害馬術競技とクロスカントリー競技では、硬質ハットの中央部分に縦に 125cm$^2$；
g) 総合馬術競技会の障害馬術競技とクロスカントリー競技では、フライボンネットにつけるロゴの大きさは 75cm$^2$（長さ 7.5cm、幅 10cm 以内）。

**541.3　FEI 選手権大会での使用**

上記にかかわらず、FEI 選手権大会の組織委員会は実施要項にてこのような名称とロゴの使用を禁止する場合があるが、一般規程第 135 条 1.2.1 に定める限度内でのチームスポンサーおよび／または NF スポンサーの名称とロゴについては例外とする。

**541.4　組織委員会スポンサー**

組織委員会は総合馬術競技会のクロスカントリー競技において、競技エリアにいる組織委員会運営員の衣服および選手が身につけるビブの前後に競技および／または競技会スポンサーの名称および／またはロゴを表示でき、またすべての FEI 競技会において競技場にいる間と表彰式の際には厩舎馬着にも同様に表示できる。選手番号につける名称および／またはロゴのサイズは 100cm$^2$ 以内とする。

**541.5　選手の所属国識別**

競技場にいる間と表彰式の際に、選手の所属国名やロゴ、国の象徴および／または国旗、および／または選手の所属 NF ロゴもしくは名称を次の表面積を超えない範囲で表示できる：
a)　総合馬術競技会の障害馬術競技と馬場馬術競技では、ジャケットあるいは上着に胸ポケットの高さで両側各々に、また襟に、適度な大きさで；
b)　サドルクロスの両側面各々で 200cm$^2$；
c)　総合馬術競技会のクロスカントリー競技では、ジャケットあるいは上着の片腕に 200cm$^2$、もしくはジャケットあるいは上着の両腕に 100cm$^2$ ずつ

- 障害馬術競技会では硬質ハットの中央部分に縦に；
- 馬場馬術競技の保護用ヘッドギア中央部分に縦に；
- 総合馬術競技の保護用ヘッドギア中央部分に縦に。この保護用ヘッドギアの表面全体をナショナルカラーとすることができる。

d)　総合馬術競技会の障害馬術競技と馬場馬術競技、クロスカントリー競技では、イヤーフードにロゴを 75cm$^2$。

いかなる場合でも、表示方法と見える度合いが一般規程第 135 条 2.2.1 と 2.3.1 に記載の

表面積に従っている限り、選手の国籍を選手のスポンサー、チームスポンサーおよび／またはNFスポンサーの名称および／またはロゴと併せて表示できる。

選手権大会と公式団体競技のクロスカントリーについては、ナショナルチームのメンバーは装具や服装、サドルパッドに国の識別色を使用して視覚的に競合国との識別をつけ、明示できるようにすることが求められる。色とパターンは事前にFEI登録すること。

選手所属国の国旗または国を示すIOC使用の略記で公式3文字を障害馬術用の選手ジャケット背面の両肩中央に表示することができる。国旗あるいは国の略式3文字の上端は襟よりも4cm下に配置しなければならない。国旗の幅は25cm以内で、高さは幅に釣り合う程度とする;IOCによる国の略式3文字はIOCの標準書体で記載しなければならず、高さは8cm以内とする。
**注記2019**：すべての選手と馬には各々国の識別表示を1個以上身に付けることとする。

### 541.6　選手名
競技場にいる間と表彰式の際には、次の表面積を超えない範囲で選手名を表示できる：
a)　総合馬術競技会の障害馬術競技とクロスカントリー競技では、乗馬ズボン左脚に縦方向で1ヶ所のみ80cm$^2$。

### 541.7　NFロゴ
本条項に別段の記載がない限り、競技場にいる間または演技中に、いかなる選手、役員、馬、あるいは騎乗用具にも広告や宣伝を表示することは認められない。しかしながらコース下見をする際に、選手は上着の前後であれば400cm$^2$以内、ヘッドギアには50cm$^2$以内で自分のスポンサー、チームスポンサーおよび／またはNFスポンサーのロゴ、および／または国籍を表示することができる。

### 541.8　フィールドオブプレイに掲示する広告
スポーツ規程に別段の記載がない限り、適用される放映契約、インターネット契約、あるいはこれに類する法規や合意によって認められていれば、障害物やフェンス、馬場側面に広告を表示することができる。

### 541.9　競技エリアの定義
書面にて別段のFEI合意がない限り、本条項でいう競技エリアとは選手が審査される場所と馬がホースインスペクションを受ける場所すべてを含む。これには待機馬場やスタートおよびフィニッシュボックスを含めない。

**541.10 (一般規程第 135 条 8 に準拠)**
選手が前述条項に従っているかをアリーナ入場前に確認するのはチーフスチュワードの責務である。前述条項を遵守していない選手は競技中、アリーナへ入ることが認められない。NF が承認した公式な服装であっても本条項の要件を満たしていないものは FEI として認可しない。

## 第 8 章　馬場馬術競技

### 542　FEI 馬場馬術規程
本総合馬術規程に別途定める場合を除き、総合馬術競技会の馬場馬術競技には FEI 馬場馬術規程を適用する。その年に導入された FEI 馬場馬術規程への変更については、翌年 1 月 1 日からの総合馬術規程への導入が検討される。

### 543　運　営
#### 543.1　運動課目の種類とレベル
競技に使用される課目の種類とレベルは競技の種類とレベルで決まるため、選手と馬の訓練段階とそのクオリティに関わってくる。

#### 543.1.1　CI と CIO
組織委員会は競技レベルに応じて、馬場馬術規程付則の馬場馬術競技課目表に示したものの中から特定の課目を選択できる。

#### 543.1.2　選手権大会と大会
FEI が別の課目を指定しない限り、すべての選手権大会と大会において「B」課目が採用される。

#### 543.2　一日に行う審査数
組織委員会は、一つの競技場審判団が 1 日に審査を行う頭数として 50 頭まで見込むことができ、技術代表と競技場審判団長が同意した場合には、更に 10%を上限として追加することができる。

#### 543.3　審判員の位置
3 名の審判員のうち 2 名を短蹄跡に沿い、アリーナ外側に 5m 離れた位置へ配置する。主審（C 地点）は中央線の延長線上に、またもう 1 名の審判員（M または H 地点）は長蹄跡の延長線上より内側へ 2.5m の位置に配置する。

3 人目の審判員は E か B 地点のどちらかにアリーナの外側へ 5m から 10m 離れた位置に配置する。審判員 3 名の位置は、競技課目と太陽の位置を考慮し、技術代表の決定に従って C、H、B とするか、C、M、E とする。

審判員 2 名のみで行う場合は、競技課目と太陽の位置を考慮し、技術代表の決定に従ってＣと、ＢかＥのどちらかに配置する。

各審判員には個別のジャッジボックスを用意しなければならない。審判員がアリーナを良く見渡せるよう、ジャッジボックスは地上から 50cm 以上高く設置しなければならない。

**544　採　点**

**544.1　点数**

**544.1.1　得点**

審判員は番号のついた運動項目ごとに、また総合観察点の各々に 0.5 点を含む 0~10 点の得点をつける。

**544.1.2**

4*選手権大会とそれより高いレベルの競技会にて、踏歩変換のスコアが同一運動項目で他のジャッジのスコア平均より 3 点以上離れている場合は、競技場審判団がその日の馬場馬術競技終了後に公式ビデオを検証しなければならない。修正は、他の２名のスコア平均に基づき、踏歩変換のスコアに限定して行わなければならない。

**544.2　スコアの計算**

**544.2.1　得点および経路違反や運動項目の誤り**

馬場馬術競技課目の番号が振られた各運動項目と総合観察にて各審判員が評価した 0~10 点までの得点を合計し、経路違反や運動項目の誤りがあった場合はこれを減点する。

**544.2.2　審判員の得点率**

審判員 1 名から獲得し得る最高得点を計算する。審判員の与えた得点合計から経路違反あるいは運動項目の誤りを差し引き、これを獲得し得る最高得点で割って 100 を掛け、小数第 2 位まで求めたものが得点率となる。この値が当該審判員の点数として表示される。

結果を小数第 2 位まで求めるということは、小数第 3 位が 5 以上であれば繰上げ、5 未満であれば切り捨てるということである。

**544.2.3　選手の得点率**

各審判員が出した得点をすべて合計してこれを審判員の人数で割り、経路違反あるいは運動項目の誤りを差し引いた平均得点を求め、これを基に選手の得点率を計算する。選手

の得点率は常に小数第 2 位まで求める。

#### 544.2.4　減点

選手の得点率を減点に換算するには 100 から得点率を差し引き、その結果を四捨五入して小数第 1 位まで求める。これが当該競技における減点スコアである。

結果を小数第 1 位まで求めるということは、小数第 2 位が 5 以上であれば繰上げ、5 未満であれば切り捨てるということである。

| | |
|---|---|
| 1 回目 | 減点 2 |
| 2 回目 | 減点 4 |
| 3 回目 | 失権 |
| 他の誤り： | 各誤りについて減点 2 |

**注記**：総合馬術規程では馬場馬術での変更に同調せず、総合馬術の馬場馬術競技における経路違反や運動項目の誤りに対する 2015 年のベナルティ規定を継続使用する。

#### 544.2.5　人馬コンビネーションの全体的印象の点数

総合馬術の馬場馬術競技すべてにおいて、人馬コンビネーションの全体的印象を総合観察点として係数 2 で与える。

## 第 9 章　クロスカントリー競技

## 545　クロスカントリー競技ルール

### 545.1　スタート

#### 545.1.1　スタート手順

クロスカントリーのスタート地点では選手はスターターの管理下にあり、選手はその指示があるまで意図的にスタートすることはできない。これに反した場合は競技場審判団の判断により失権となる。

スタートに際して馬は完全に静止した状態にある必要はないが、選手はフライングによって有利なスタートをしてはならない。

スタート予定時刻の前には各選手に相応の通告を与えるべきではあるが、正しい時刻に出走できるよう準備を整えるのは選手の責任である。

#### 545.1.2　スターティングボックス

スターターの任務を簡略化するため、クロスカントリーのスタート地点に約 5m×5m の囲いを設け、正面を開けてスタート用とし、片側あるいは両側面に入口を設けて馬を入

場させる。

各選手はこの囲いの中からスタートしなければならないが、その中で自由に動き回ったり囲いへの出入りは自由である。

付添い人がその囲いの中まで馬を誘導し、スタートの合図まで馬をもっていることもできる。合図があった時点から選手は走行中であると見なされ、さらなる援助を受けることはできない。

### 545.2　規定タイムと計時

#### 545.2.1　規定タイム／制限タイム

設定された距離を指定速度で走行したものとして規定タイムを計算する。規定タイムより早く走行を終えても利点にはならない。規定タイムを超過した選手は、制限タイムに至るまで第 548 条 2 に従って減点される。

制限タイムは規定タイムの 2 倍とする。

#### 545.2.2　計時

クロスカントリー競技における各選手の所用時間計測は、スタートの合図が出された時点、あるいは選手がスタートラインを通過した時点のいずれか早く発生した時点から、フィニッシュライン通過時点までである。
選手が障害物の破損、事故、追い越し、医療あるいは獣医検査などのために役員に走行を止められた場合は、再走行が認められるまでの中断時間が記録され、クロスカントリー競技を完走するのに要した総時間から差し引かれる。

### 545.3　経路違反

クロスカントリーでのすべての通過義務地点と、障害を構成するパーツやオプション障害を含めたすべての障害物を、指定された順番に通過あるいは飛越しなければならず、これを怠った場合は失権となる。

第 549 条 2 と第 549 条 4 に定める場合を除き、コース上に設置されたすべての赤標旗と白標旗はいかなる場所でも正しく通過しなければならず、これに反した場合は失権となる。

第 549 条 2 と第 549 条 4 に定める場合を除き、既に飛越した障害物を再飛越することは認められず、これに反した場合は失権となる。

**545.4　ペースと下馬**
クロスカントリー競技のスタートからフィニッシュまでの間、選手は自由にペースを選ぶことができる。

選手は馬の状態確認のため、あるいは馬装や装具の調整、コース途中で止められた場合など自発的に下馬することができ、第 549 条 5.1 による失権は適用されない。

**545.5　追い越し**
後続の選手に追い越されそうになっている選手は、速やかにコースをあけなければならない。

他の選手を追い越す選手は、安全で適切な場所を選んで行わなければならない。

先行の選手が障害物を前にして追い越されそうになった場合は、役員の指示に従わなければならない。

先行の選手が既に障害物を飛越する態勢に入っている場合、後続の選手は両者に不都合や危険が生じない方法でのみ、この障害物を飛越することができる。

**545.6　困難な状況にある選手**
障害物を飛越しようとして馬が障害物に挟まるなどし、援助なしでは走行を続けられない場合や怪我をする恐れのある場合、選手はフェンスジャッジから下馬するよう指示を受け、失権となる。

フェンスジャッジは馬を救出するのに障害物を部分的に取り除く必要があるか、あるいはまた別に援助が必要であるかを判断する。

**545.7　選手の走行停止**
ある選手が障害物にて困難な状況に陥り他の選手の障害飛越を妨げている場合、転倒した馬を救出するために障害物を解体した場合、障害物が壊されて作り直されていない場合、あるいはこれらに類する状況下では後続選手の走行を停止しなければならない。

このような場合は役員 1 名を後続選手の進路に配置するべきである。この役員は赤い旗を振って、選手に停止を指示しなければならない。

停止の指示に従わなかった選手は、競技場審判団の判断により失権となる。

役員はコントロールセンターから指示を受けた場合か、あるいは自分が担当する障害物

で緊急事態が発生した場合にのみ選手の走行を停止させる。

選手はコース中の障害物地点か、あるいは所定の計時／停止地点で停止を指示されることがある。

**545.7.1　計時**

選手が走行を止められていた時間、すなわち計時地点を通過した時点から再スタートの合図を受けて同じ地点を通過するまでの時間が記録され、当該選手がコース走行を終了するのに要した時間から差し引かれる。

ここで意図するところは、選手が計時地点を駈歩で通過した時にタイムをとるのであって、選手が停止した後でもなく、また停止から発進した後でもない。

**545.8　失権後のコースからの退場**

何らかの理由で失権した選手は直ちにコースを出なければならず、コースを継続して走行する権利はない。選手は騎乗しているか否かにかかわらず馬を常歩で退場させなければならない。

これに従わなかった選手は第 525 条（危険な騎乗）に従い、競技場審判団の判断によって懲戒処分を受ける。

## 546　コース

### 546.1　標識の配置

**546.1.1　赤と白の限界旗**

赤と白の限界旗を用いてスタートラインとフィニッシュライン、および通過義務地点を示し、障害物の限界を示さなければならない。これらの限界旗は通過する選手の右手に赤旗、左手に白旗を設置する。

**546.1.2　番号と文字**

クロスカントリーでは各障害物に番号をつける。さらに複数のパーツで構成される障害やオプションのある障害（第 547 条 5.1）には文字（A、B、C など）も表示する。各通過義務地点にはその旨の表示と通し番号をつける。

**546.1.3　スタートとフィニッシュのサイン**

赤と白の限界旗に加えて、スタートラインとフィニッシュラインも明確に表示しなければならない。

### 546.2　距離と速度

レベルごとに指定される距離と速度は、競技全体の難度によって決まる。

コースデザイナーは競技レベルに該当する距離、速度、タイム、飛越数の一覧表に示された限度内で、当該競技に最も適した距離を選ぶ。付則 B の距離一覧表を参照。

付則 B 距離一覧表に特定した距離と速度に例外的な変更を行う場合は、第 537 条 2 に示す例外を除き、総合馬術委員会の承認を受けなければならない。

### 546.3　フィニッシュライン

クロスカントリーの最終障害物はフィニッシュラインから 20m 以上、50m 以内の距離に設置しなければならない。

### 546.4　コースプラン

各選手には事前にコースの経路を示すコースプランが渡される。

コースプランには次の記載を含めなければならない：

a)　スタートとフィニッシュの位置
b)　番号のついた障害物と通過義務地点
c)　距離
d)　規定タイムと制限タイム

## 547　障害物

### 547.1　定義

両端に赤と白の標旗が設置され、番号および／または文字が付けられている場合にのみ、障害物とみなす。平均的な能力を有する馬が通過するのに相応の努力を要する物体を障害物あるいは障害パーツと定義し、それぞれに応じて標旗、番号および／または文字標識を付けなければならない。

### 547.2　障害物の種類

#### 547.2.1　概要

障害物は固定されていて、堂々とした形状と外観がなければならない。自然障害物を用いる場合は、競技中を通して同じ状態が維持されるよう必要に応じて補強するべきである。選手が騎乗したまま障害物の下を通ることができないよう、あらゆる妥当な措置を講じなければならない。ポータブル障害物は馬がぶつかっても動かないよう、しっかりと地面に固定しなければならない。

#### 547.2.2　構築

馬が転倒して出られなくなったり怪我をする可能性のあるような障害物については、障害物の一部を速やかに取り外せて、また直ぐ元通りに構築できるような組立てにしなければならない。このような構造にする場合でも、障害物の堅固さを損なってはならない。

### 547.2.3　ブラシ障害

障害物上段に設置するブラシは、しなやかで変形できる素材でなければならない。障害物の固定部分や頑強な部分を飛越する時に馬がブラシや生垣で怪我をしないよう障害物を構築しなければならない。ブルフィンチ、即ち馬が飛越して通り抜けると予測される薄いブラシや生垣は、競技中を通して一定の状態が保たれるという条件で使用が認められる。

### 547.2.4　フランジブル／ディフォーマブル障害物

フランジブル／ディフォーマブル技術を用いて構築した障害物については、その技術がフランジブル／ディフォーマブル・クロスカントリー障害物最低強度の FEI 基準に基づき、FEI により承認されている場合にのみ使用できる。承認されている技術リストは FEI ウェブサイトで公表している。

### 547.2.5　水の通過

水を通過するものについてはすべて、その底を硬く均等にしなければならない。

## 547.3　寸法

障害物の寸法は、競技レベルに該当する障害物の高さと幅の一覧表に示された範囲内としなければならない。付則 B の寸法一覧表を参照。

競技場審判団が承認する時点で、障害物は付則 B に示す障害物の寸法に準拠していなければならない（グラウンド状態が変化した場合）。

### 547.3.1　固定部分

障害物の固定部分および頑強な部分は、選手が飛越を試みると思われるどのポイントでも指定の高さと幅を超えてはならない。

### 547.3.2　ブラシ障害

生垣あるいはブラシ障害全体の高さとその堅固な部分の高さは、競技レベルに該当する障害物の高さと幅一覧表に定めた相対寸法を超えてはならない。付則 B の寸法一覧表を参照。

### 547.3.3　水に関わる障害物

水を通過するような障害物（水濠、湖、幅の広い川）については、入る部分から出る部分までの水深が 35cm を超えてはならない。水を通過する障害物の長さは入った地点か

ら出る地点まで 6m 以上とするが、水から出るのにステップがあるもの、あるいは直接水から飛越して出る障害物の場合は 9m 以上なければならない。

#### 547.3.4　幅だけの障害物

幅だけの障害物（乾壕あるいは水濠）では、踏み切りやすくするためにガードレールや生垣を障害物の前に設置することができる。この高さは 50cm 以内とし、幅の測定に含めなければならない。

#### 547.3.5　飛び降り障害

2 スターレベルでは、1.60m を超える飛び降り障害物は認められない。3, 4 & 5 スターレベルでは、着地点が平らな場所で 1.60m を超える飛び降り障害物の使用は 2 個まで認められる。

### 547.4　測定

#### 547.4.1　高さ

障害物の高さは平均的な馬が踏み切ると思われる地点から測定する。

#### 547.4.2　幅

オープン障害物（例：オクサー、乾壕）の幅は、平均的な馬が飛越すると思われるライン上にある障害物の構成横木かその他の資材の外側から計る。上部が硬質の素材でできたクローズド障害物（例：テーブル障害物）の幅は、平均的な馬が飛越すると思われるライン上で、手前の一番高い部分から奥の一番高い部分を計る。

#### 547.4.3　飛び降り障害

飛び降り障害物の着地側の高さは、ブラシの上端を含む障害物の最も高い部分から、平均的な馬が着地すると思われる地点までを測定する。

#### 547.4.4　自然障害物

障害物の高さが明確にできない場合（例：自然の生垣、ブルフィンチ）、その高さは馬が過失なくしては通過できないような障害物の硬質部分を計る。

### 547.5　複数のパーツで構成される障害および／またはオプションのある障害

#### 547.5.1　複数のパーツで構成される障害

接近して設置された 2 個以上の障害物が 1 つの障害物としてデザインされている場合、番号 1 つの障害物を構成する「障害パーツ」とみなす。個々の障害パーツは異なる文字（A、B、C など）で表示され、正しい順序で飛越しなければならない。

2 個以上の障害物が非常に接近して配置されており、拒止や逃避があった場合にそれより前の障害物を 1~2 個再飛越しないと 2 番目あるいはその後の飛越が理不尽に難しくなるような障害物については、同じ番号をつけた 1 個の障害物とみなして順番に文字を表示しなければならない。

### 547.5.2　選択障害物

1 回の飛越でクリアできる 1 個の障害物であるが、これに 2 回あるいはそれ以上の飛越が必要な選択障害物が設置されている場合は、この選択障害物の各々に文字あるいは番号を表示して障害パーツであることを示さなければならない。

### 547.5.3　ブラックフラッグ選択障害物

選択障害物あるいは障害パーツには個別に標旗を設置することはできるが、ダイレクトルート上の障害物と同じ番号／文字で表示しなければならない。この場合、標旗は 2 組とも黒線で表示しなければならない。

### 547.6　飛越数

飛越総数は、競技レベルに該当する距離、速度、タイムと飛越数一覧表に示した限度（最小と最大）内でなければならない。付則 B の距離一覧表を参照。

カウントされる飛越数とは、平均的な能力を有する馬がとると思われる走行ルート上にある障害物の飛越数である。

## 548　採　点

### 548.1　障害物での過失

| 過失 | 減点 |
|---|---|
| 最初の拒止、逃避あるいは巻乗り | 減点 20 |
| 同じ障害物での 2 回目の拒止、逃避あるいは巻乗り | 減点 40 |
| クロスカントリーコースでの 3 回目の拒止、逃避あるいは巻乗り | 失権 |
| クロスカントリーコースでの落馬あるいは馬の転倒 | 失権 |
| フランジブル装置の作動 | 減点 11 [1*] |
| 危険な騎乗 | 減点 25 |
| 標旗を通過しなかった場合　（第 549 条 2 に定める通り） | 減点 15 |

一般規程（第 159 条）に則し、フィールドオブプレイでの競技場審判団の判定は競技におけるパフォーマンスの事実検証に基づくものであり、上訴は認められない。

減点が取り消された場合は、詳細報告書をコースデザイナー／技術代表が作成し、競技場審判団長が署名して FEI へ送付しなければならない。

**証拠**：公式ビデオ記録のみ、証拠として採用できる。誤解を避けるため、役員はクロスカントリー競技の開始以前にどのビデオ記録を公式とするか明らかにし、ミーティング／打ち合わせ会にてチーム監督／選手へ周知する。

### 548.2　タイム過失

| 過失 | 減点 |
|---|---|
| 規定タイムの超過 | 1 秒につき減点 0.4 |
| 制限タイムの超過 | 失権 |

### 548.3　失権となるその他の理由

#### 548.3.1　失権の適用が必須

以下の場合は失権を適用しなければならない：

a)　不適切な馬装で競技に出場した場合（第 539 条）
b)　コースを間違え、これを修正しなかった場合（第 545 条 3）
c)　障害物飛越や通過義務地点の通過を怠った場合（第 545 条 3）
d)　誤った順序で障害物を飛越したり過失を生じた場合、または誤った順序で通過義務地点を通過した場合（第 545 条 3）
e)　障害物を誤った方向から飛越した場合（第 545 条 3）
f)　既に飛越した障害物を再飛越した場合（第 545 条 3）
g)　困難な状況にある選手（第 545 条 6）

#### 548.3.2　競技場審判団の判断によるもの

以下の場合、失権の適用が競技場審判団の判断に任される：

a)　危険な騎乗（第 525 条）
b)　馬に対する虐待行為（第 526 条）
c)　スタートの合図前に意図的にスタートした場合（第 545 条 1.1）
d)　ヘッドギアを着用せず、あるいは顎紐を締めずに障害物を飛越したり飛越を試みた場合（第 538 条 1.1）
e)　追い越そうとする後続の選手を故意に邪魔したり、追い越される時に役員の指示に従わなかった場合（第 525 条）
f)　前走の選手を追い越す際にこの選手を危険にさらすような行為（第 525 条）
g)　合図を受けたにも関わらず停止しなかった場合（第 545 条 7）
h)　許可されていない援助を受けた場合（第 540 条）

**549　過失の定義**

障害物における過失（拒止、逃避、巻乗り）は減点対象となる。ただし担当役員の意見により、その過失が番号表示のある障害物や障害パーツの飛越あるいは飛越の試みとは明らかに無関連であると判断された場合を除く。

ブラックフラッグ選択障害物の場合は障害物／障害パーツ 1 個のみを飛越しなければならず、選手は片方のブラックフラッグ・ラインから他方のブラックフラッグ・ラインへ走行を変更できて減点されることはない（例：6a を左側ルートで飛越してから 6b を右側ルートで飛越）。ただし最初に走行していたライン上で次にくる障害物／障害パーツに馬を向けていない場合とする。

ブラックフラッグ選択障害物の場合、障害物での過失（拒止、逃避、巻乗り）は飛越を試みるか、意図して向かった障害物／障害パーツでのみ減点される（飛越を試みたり向かっていない障害パーツは、その選択障害物の審査には無関係である）。

**549.1　拒止**

**549.1.1　高さのある障害物**

高さのある障害物あるいは障害パーツ（高さが 30cm を超えるもの）にて、馬が飛越すべき障害物の前で停止した時に拒止とみなされる。

**549.1.2　高さのない障害物**

その他の障害物（高さが 30cm 以下のもの）では、停止しても直ちにその地点から踏み切った場合は減点対象とならないが、停止が続いたり、いずれの場合でも時間が長引いた時は拒止となる。馬は横へ踏み出しても構わないが、後ろへ下がった場合は拒止となる。

**549.1.3　複数回の拒止**

拒止の後に選手がこの障害物飛越を再度試みて失敗した場合、違う障害物を試して失敗した場合、あるいは馬が後退した後に再び障害物に向けたがまた停止／後退した場合は 2 回目の拒止となる。これ以降も同様。

**549.2　逃避 – 標旗の非通過**

a)　逃避：コースに配置された障害物あるいは障害パーツに向けられたものの、馬がこれを避けてその体（頭、頸、両肩、腰 – 肢は含めない）が標旗で限界が示されていた障害物あるいは障害パーツの両端間を通過し損ねた場合は、逃避（減点 20）とみなされる。再試行せずにコース走行を継続した場合は失権となる。

b)　標旗の非通過：障害物そのものは飛越しているが馬体（上記に定義）の一部が標旗間を通過していない場合、標旗の非通過（減点 15）とみなされる。これは馬体のいずれかの部位が標旗の内側を通過しなかったことを意味する（例えば片方の肩、あるいは片方の肩と片腰の一部）。
c)　馬体（上記に定義）が標旗で限界が示されていた障害物を飛越した場合、当該馬は障害物の飛越に成功したこととなる（即ち馬体が標旗間を通過していれば、いずれかの肢が標旗間に入っていなくても、通過とみなされる）。

**549.2.1　飛越意思の変更**
選手は障害物や障害パーツのどこを飛越するかをどの時点でも減点されることなく変更でき、これには前の障害物や障害パーツでミスをしたために変更する場合も含まれる。しかし向かっていた障害物を部分的にでも馬が避けた場合には逃避とみなされる。

**549.2.2　バウンス障害の判定**
障害パーツ間の距離が 5m 以下のコンビネーション障害（すなわち「バウンス」）では、馬が最初の障害パーツを無過失で飛越した時点で 2 つ目の障害パーツに向かったとみなされ、これは「バウンス」がコンビネーションの 2 つ目と 3 つ目にある場合でも同様に判断される。従って「バウンス」である最初の障害パーツを飛越している間に選手が「変更を決意」し、ロングルートをとった場合でも、逃避として減点 20 となる。

**549.3　巻乗り**
**549.3.1　別々に番号が付けられた障害物**
別々の番号が付けられている障害物では、選手が 2 番目あるいはこれに続く障害物に馬を向けていない限り、障害物間やその周囲で巻乗りをしたり、蹄跡を横切っても減点されない。

**549.3.2　複数のパーツで構成される障害**
複数のパーツで構成される障害（A、B、C など）では、その最初のパーツ飛越後から最後のパーツを飛越するまでに次のような動きがあった場合は減点となる：
a)　馬が文字表記の付いた後続障害パーツの背後を周回する。
b)　パーツ間の蹄跡を横切る。

**549.4　不従順後の再試行**
拒止、逃避、あるいは巻乗りで減点となった後に再試行する場合、選手は当該障害物に馬を再び向かわせるまで減点されることなく 1 回あるいは複数回巻乗りすることができる。

数個のパーツで構成される障害では、いずれかの障害パーツで拒止、逃避、あるいは巻乗りが生じた場合、既に飛越した障害パーツを再飛越できる。ただしその前に障害パー

ツを減点なく飛越していても、この時に何らかの過失が生じれば減点される。

拒止、逃避、あるいは巻乗り後に障害パーツを再試行するために標旗間を反対方向から通過しても減点とならない。

**549.5　落馬**

**549.5.1　選手**

選手が騎乗馬から身体が離れて再騎乗しなければならない場合には、落馬したとみなされる。

**549.5.2　馬**

馬の肩と腰が同時に地面に、あるいは障害物と地面に接触している場合、もしくは馬が障害物の中に嵌まり込んで援助なしには走行を続けられなかったり、怪我をする恐れがある場合は馬の転倒とみなされる。

## 第 10 章　障害馬術競技

### 550　FEI 障害馬術規程

本総合馬術規程に別途定める場合を除き、総合馬術競技会の障害馬術競技には FEI 障害馬術規程を適用する。その年に導入された FEI 障害馬術規程への変更については、翌年 1 月 1 日からの総合馬術規程への導入が検討される。

### 551　目　的

この競技は通常の障害馬術競技に類似するものであるが、この競技単独での勝者を決めようとするものではない。その主な目的は、馬と選手が障害飛越という専門性の高い種目で十分に訓練や調教を受けていることを証明することにある。

コースの性質とその全長、規定速度、障害物の寸法は競技レベルにあわせる。

### 552　コースと障害物

コースデザイナーは、障害馬術付則 C に示した限度内で、競技のレベルに適切なコースプランを自由に作成することができる。

障害物の寸法は障害馬術付則 C に示した限度を超えてはならない。障害物のうち少なくとも 2/3 は実施レベルで使われる高さ最大に設定する。

FEI 障害馬術規程で認められているように、高さの誤差は地面の起伏や掛け金の差し込み間隔に起因するものであれば、5cm までを許容範囲とする。

### 552.1　障害物の種類

障害物は標準的な障害馬術用のものとする。

障害物は垂直障害と幅障害をバランスよく配置し、2 個か 3 個のダブルを入れるか、あるいはダブル 1 個とトリプル 1 個を含めるものとする。

閉鎖コンビネーション障害の使用は認められない。水濠障害は許可されないが、水を入れた濠の上に横木を掛けたものは認められる。

幅障害の奥の支柱には FEI が承認したセーフティーカップを使用しなければならず、トリプルバーの場合は障害物の中央と奥の支柱にこれを使用しなければならない。

選択障害物の設置が認められる。これらの障害物についてはコースプランに同一番号と「選択障害」という文言で表示する。

## 553　採　点

### 553.1　障害物での過失

| | |
|---|---|
| 過失 | 減点 |
| 障害物の落下 | 減点 4 |
| 競技を通して最初の逃避、拒止、あるいは許可されない巻乗り | 減点 4 |
| 競技を通して 2 回目の逃避、拒止、あるいは許可されない巻乗り | 失権 |
| 落馬あるいは馬の転倒 | 失権 |

### 553.2　タイム過失

コース全長と指定速度により規定タイムが決まる。

規定タイムより早く走行を終えても利点にはならないが、規定タイムの超過は 1 秒もしくはその端数につき減点 0.4 となる。

制限タイムの超過は失権となる。

**付則**

**付則A　馬場馬術 – 付則**

**注記**：総合馬術については、（馬場馬術規程とは異なる）総合馬術における水勒頭絡の汎用性を考慮し、またその作用を定義するため、馬場馬術競技で許可される銜について再考した。

認可された銜身であれば、承認されているどのチークピースと併せても使用できる。

**1　馬場馬術競技で使用が許可される銜**

**1.1　銜の作用**

a)　水勒銜はその形状と選手に起因する手綱の効力に応じて、馬の口角、舌、歯槽間縁に作用する。

b)　シングルジョイントの銜は、正しく使用されても適合していなければ口蓋に作用することがある。

c)　ストレートバーの水勒銜は、舌に一段と強い圧力をかける。

d)　ダブルジョイント水勒銜は口と舌の形状に沿うことができるので、一段と均一な圧力を創出する。

e)　丸みを帯びているか、あるいは可動式の銜身は舌の動きや唾液分必を促す。

f)　ジョイント付きでカーブしている銜身やミューレンマウス銜は、舌や口の形状に沿うことができる。

g)　チークピース

h)　フルチーク、エッグバット、D-リング水勒銜は一段と安定感があり、口の両サイドにも作用する。

i)　ルースリング水勒銜は一段と可動性のある銜身で、銜のマウシングや唾液分必を促す。

j)　ハンギングチーク水勒銜は幾分テコの作用があり、口角や項に一段と作用する。

**1.2 素材：**

a)　十分耐久性があって安全

b)　滑らかで硬質な表面を維持できなければならず、怪我を予防するためには馬が噛んでも変形しないこと

c)　健康を害するものでないこと

d)　水勒銜：金属、弾力性のあるゴムあるいは合成、プラスチック、革素材で作られたものでよく、ゴム／ラテックスでカバーしてもよい。

e)　小勒銜と大勒銜：金属および／または硬質プラスチック製でなければならないが、ゴム／ラテックスでカバーしてもよい。

### 1.3　許可される水勒頭絡（図を参照）

a)　ジョイントが1ヶ所あるいは2ヶ所あってもよい。

b)　丸みがあるか回転式銜身付きのダブルジョイント式で収まりが良く、違和感を生じさせないもの。

c)　舌のあたりに余裕ができるようわずかにカーブした舌ゆるめがあるもの。舌ゆるめの高さは舌の側縁下部から最大で高さ30mmとする。

d)　中央接続部としてカプリングが許可されるが、硬質であり、ローラー以外に可動部分があってはならない。

e)　中央接続部は滑らかで丸みを帯びていなければならない。

f)　銜身の直径はリングあるいはチーク部位で10mm以上でなければならない。[1]

[1] 第539条2.2(b)での表現を反映させるため、2018年1月22日に用語を更新

### 1.4　規定に反する銜

a)　コントロールプレート付きの水勒銜（即ちドクターブリストル：正しく装着しないとプレートの末端が舌に極度の苦痛を与える）

b)　シングルあるいはダブルジョイント式のケーブルビット（舌や頬を挟む可能性がある）

c)　舌に機械的な制御をもたらす銜（固定された大きな中央接続部が舌に極度の苦痛を与える）

### 1.5　許可される銜身

| | |
|---|---|
| 1. シングルジョイント式 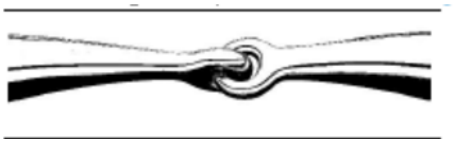 | 10. |
| 2. ダブルジョイント式 | 11. 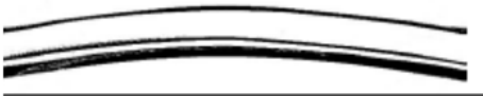 |
| 3. 成形されたシングルジョイント式 | 12. |

| | |
|---|---|
| 4. ゴムで被ったシングルジョイント式<br> 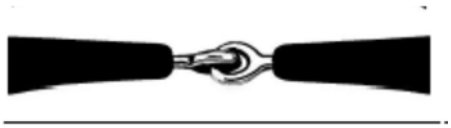 | 13.<br> |
| 5. 中央部位が回転する<br>ダブルジョイント式<br> | 14.<br> |
| 6. 中央部位がプラスチック製の<br>ダブルジョイント式<br> | 15.<br> |
| 7. ボールジョイント式<br> | 16.<br> |
| 8. 複数個のボールジョイント式<br> | 17.<br> |
| 9. 成形したダブルジョイント式<br> | 18.<br> |

**1.6　許可されるチークピース：**

| | |
|---|---|
| 1．ルースリング<br> | 7．D-リング<br> |
| 2．エッグバット<br> | 8．D-リング<br> |
| 3．エッグバット<br> | 9．スリーブ（sleeve）付きの<br>ルースリング<br> |
| 4．D-リング<br> 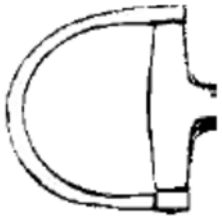 | 10．フルチーク付きの水勒銜<br> |
| 5．D-リング<br> | 11．フルチーク付きの水勒銜<br> |
| | 12．伝統的な水勒チークピース<br> 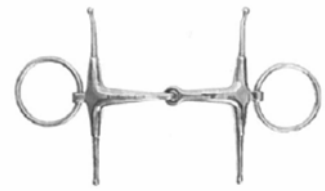 |

| | |
|---|---|
| 6．ハンギングチーク<br> | 13．ハンギングチーク<br> |
| **7．許可される大勒銜身：** | **8．許可される大勒チークピース** |
| 1．<br> | 1．ストレートチーク<br> |
| 2．<br> | 2．ストレートチーク<br> |
| 3．<br> | 3．S字型チーク<br> |
| 4．<br> | 4．スライディングチーク大勒銜<br> 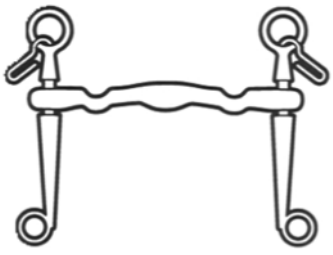 |

| | |
|---|---|
| 5.<br> | |

**2　馬場馬術競技で使用が許可される鼻革**

鼻革はすべて正しく装着しなければならず、きつく締めすぎて馬に不必要な不快感をもたらしてはならない。FEI馬スポーツ憲章を参照。

1) Cavesson
カブソン鼻革

2) Crossed Noseband
クロス鼻革

3) Dropped Noseband
ドロップ鼻革

4) Flash Noseband
フラッシュ鼻革

5) Micklem Bridle
ミックレム頭絡

6) Stotztem（コンビ鼻革－喉革なし）

大勒使用の場合は、鼻革2, 3, 4および5は認められない。
鼻革6を大勒頭絡として使用する場合は、鼻革の下のストラップは認められない。

**3　総合馬術競技会の馬場馬術競技**

**馬場馬術課目**

**2019年1月1日付けで適用開始**

| | | |
|---|---|---|
| 1スター競技 | 2018 1*課目 | 約4 1/2分 |
| 2スター競技 | 2015 A 2*課目 | 約4 1/2分 |
| | 2015 B 2*課目 | 約4分 |
| 3スター競技 | 2015 A 3*課目 | 約5分 |
| | 2015 B 3*課目 | 約5分 |
| 4スター競技 | 2015 A 4*課目 | 約5分 |
| | 2015 B 4*課目 | 約5分 |
| 5スター競技 | 2017 A 5*課目 | 約5分 |
| | 2017 B 5*課目 | 約5分 |
| オリンピック大会 | オリンピック大会ショート課目 | 約3 1/2分 |
| ポニーCCIP1 | 2014 CCIP1-L（スペシャルポニー課目） | 約5 1/2分 |
| ポニーCCIP2と選手権大会 | 2015 B 2*課目（通常のB2*課目） | 約4分 |

2019年より総合馬術の馬場馬術課目すべてにおいて、総合観察点の代わりに総合評価点1つ（人馬コンビネーションの全体的印象、係数2）を設ける。

**付則 B　クロスカントリー　– 付則**

**1　クロスカントリー障害物　最大寸法**

| | 1 スター | 2 スター | 3 スター | 4 スター | 5 スター |
|---|---|---|---|---|---|
| 固定障害物 | 1.05m | 1.10m | 1.15m | 1.20m | 1.20m |
| ブラシ障害 | 1.25m | 1.30m | 1.35m | 1.40m | 1.45m |
| 上段の幅 | 1.20m | 1.40m | 1.60m | 1.80m | 2.00m |
| 土台の幅 | 1.80m | 2.10m | 2.40m | 2.70m | 3.00m |
| 高さのない障害物 | 2.40m | 2.80m | 3.20m | 3.60m | 4.00m |
| 飛び降り障害物 | 1.40m | 1.60m | 1.80m | 2.00m | 2.00m |

## 2　距離－速度－飛越数

| CCI1*-イントロダクトリー（統一） | | |
|---|---|---|
| 距離 | 最小限 | 2000 |
| | 最大限 | 3000 |
| 飛越数 | 最小限 | 20 |
| | 最大限 | 25 |
| 速度 | | 500 |
| タイム | 最小限 | 4 分 00 秒 |
| | 最大限 | 6 分 00 秒 |

**CCI-L（ロング）クロスカントリー距離－飛越数－速度**

| レベル | | 2 スター | 3 スター | 4 スター | 5 スター | 世界選手権大会／オリンピック大会 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 距離 | 最小限 | 3640 | 4400 | 5700 | 6270 | 5600 m |
| | 最大限 | 4680 | 5500 | 6270 | 6840 | 5800 m |
| 飛越数 | 最小限 | 25 | 30 | 35 | 40 | 38 |
| | 最大限 | 30 | 35 | 40 | 45 | 42 |
| 速度 | | 520 | 550 | 570 | 570 | 570 |
| タイム | 最小限 | 7 分 00 秒 | 8 分 00 秒 | 10 分 00 秒 | 11 分 00 秒 | 9 分 5 0 秒 |
| | 最大限 | 9 分 00 秒 | 10 分 00 秒 | 11 分 00 秒 | 12 分 00 秒 | 10 分 10 秒 |

**CCI-S（ショート）クロスカントリー距離　－　飛越数　－　速度**

| レベル | | 2 スター | 3 スター | 4 スター |
|---|---|---|---|---|
| 距離 | 最小限 | 2600 | 3025 | 3420 |
| | 最大限 | 3120 | 3575 | 3990 |
| 飛越数 | 最小限 | 25 | 27 | 30 |
| | 最大限 | 30 | 32 | 35 |
| 速度 | | 520 | 550 | 570 |
| タイム | 最小限 | 5 分 00 秒 | 5 分 30 秒 | 6 分 00 秒 |
| | 最大限 | 6 分 00 秒 | 6 分 30 秒 | 7 分 00 秒 |

上記の制限内であれば、コースデザイナーと技術代表は地形を考慮して加減調整してもよいが、飛越数は概してコース全長に比例させること。

**3　クロスカントリー障害物と過失の図示**

図解はすべて FEI ウェブサイト発表の別資料に掲載されており、定期的に更新される。

**付則 C　障害馬術競技 – 付則**

**1　障害物の最大寸法 – 距離 – 速度 – 飛越数**

**最大寸法 – 距離 – 速度 – 飛越数**

| CCI-L & S | 1 スター | 2 スター | 3 スター | 4 スター | 5 スター |
|---|---|---|---|---|---|
| 高さ | 1.10 | 1.15m | 1.20m | 1.25m | 1.30m |
| オクサーの幅 | 1.25 | 1.35m | 1.40m | 1.45m | 1.45m |
| トリプルバーの幅 | 1.45 | 1.55m | 1.60m | 1.65m | 1.65m |
| 距離 | 600m | 600m | 600m | 600m | 600m |
| 速度 | 350m | 350m | 350m | 375m | 375m |
| 障害物数／最大飛越数 | 10-11/12 | 10-11/13 | 10-11/14 | 11-12/15 | 11-13/16 |

馬場の広さが 5000m$^2$ 未満の場合は、4 スターと 5 スターレベル競技での最大速度を分速 350m とする。

馬場の広さが 2300m$^2$ 未満の場合は、どのレベルでも最大速度は分速 325m とする。

**付則 D　医療サービス**

**FEI 競技における医療サービスに関する勧告**

**1　競技会での医療体制**

競技中を通して現場での医療体制を整えなければならず、これにはトレーニングエリアや厩舎、競技会場内の宿泊施設も対象として含む。

応急処置は競技中を通して観客に対しても提供しなければならない。

上級外傷救急救命（ATLS）認定を受けた医師、病院搬送前外傷救急救命（PHTLS）あるいは国際外傷救急救命（ITLS）認定を受けた救急救命士、外傷看護コアカリキュラム（TNCC）を履修した看護師、もしくは競技会が行われる国でこれらに相当する人物（以降、「病院搬送前外傷治療スペシャリスト」と呼ぶ）は、競技期間中、厩舎区域とフィニッシュエリアを含む全施設に立ち入ることのできる証明書を所持しなければならない。

**2　チーフメディカルオフィサー**

相応の経験があり、競技会開催地周辺を熟知しているチーフメディカルオフィサーを時

間的余裕をもって事前に選任し、組織委員会および救急医療提供者と連携して医療資源を的確に提供する体制を整えなければならない。

メディカルオフィサーあるいは関係者らを集めたミーティングをクロスカントリー会場で行い、緊急時に際して主任医師あるいは病院搬送前外傷治療スペシャリストから受けられる医療内容や競技会計画を熟知してもらうべきである。

どの競技においても、各チーム担当のメディカルオフィサーの電話番号リストを準備しておくべきである。

医師が同行していないチームについては理学療法士、トレーナー、あるいは医療上の緊急事態が発生した際の連絡先に指定された責任者が自分の連絡先電話番号を主催者側の医師あるいは病院搬送前外傷治療スペシャリストに知らせておくべきである。

**3　クロスカントリー競技と障害馬術競技**

クロスカントリー競技と障害馬術競技が行われている間は、外傷処置や蘇生術を施せる病院搬送前外傷治療スペシャリストをフル装備で会場に配置し、状況が悪い場合には馬場やコースのいかなる場所へも急行できる準備が必要である。

救急医療サービスの要請ができるよう無線通信を準備しなければならず、また指定の事故・救急病院へ直ちに連絡がとれるよう専用の電話回線あるいは携帯電話も準備しなければならない。

クロスカントリー競技では、病院搬送前外傷治療スペシャリストの配置が必要である。その人数はコースのレイアウトと現場にアクセスしやすいか否かによって異なる。しかし、すべての競技を通して少なくとも 1 名の病院搬送前外傷治療スペシャリストが常駐しなければならない。

競技中は常時、現場にメディカルセンターを開設するか救急車を待機させ、軽い病気の処置を行うとともに、重症の怪我や疾患の初期処置と状態観察を行えるようにするべきである。

重傷者を手際よく病院へ搬送するために、救急車両が迅速に出入りできる道順をあらかじめ定め、これを確保しておかなければならない。

現場へのアクセス条件や病院までの距離によっては、ヘリコプターによる搬送が必要となる場合がある。救急医療用ヘリコプターの着陸に適したエリアを確保しておくべきである。

競技で選手が落馬した場合は、たとえ明らかな外傷がなくても診察を受けないまま競技を続行することは認められない。落馬し、苛立った選手が診察を拒否し、主催者が手配した医療サービスとの軋轢が生じる場合がある。

選手には治療を断る権利はあるが、外面的には分からない負傷があるかもしれない状況で競技を続ける権利はない。

**付則 E　5 スターレベル総合馬術競技会の開催要件**

5 スターレベル競技会は、世界を舞台とする総合馬術競技会の最高峰ともいえる存在であり、そのためガイドラインを設けて、将来的にこのような競技会を開催する潜在力のある組織委員会が、スポーツのもつイメージと競技会演出を確実に可能な限り高いクオリティにできるようにするべきと考える。

FEI としては、このレベルの競技会開催を数多くは認めず、幾つかの厳格な判断基準に従って承認する。

**申請プロセス：**

a)　5 スターレベルの競技会開催承認を受けるには、組織委員会はその競技会場で少なくとも 4 スターレベルの国際総合馬術競技を運営し、最高水準の競技会を演出できる能力を示さなければならない。

b)　FEI へ提出する主催 NF からの 5 スター競技会開催申請書には、競技会場（アクセス、施設など）の詳細情報、フッティングの適性、組織委員会、資金状況（スポンサー収入の見積り額を含む）、予算とキャッシュフロー、競技会場周辺の宿泊施設状況、賞金総額の見積りを含む提案書を添えなければならない。

c)　組織委員会は成功の実績を示さなければならない。事業計画書とともに CCI5*カテゴリーへの移行理由について動機書を提示しなければならない。

d)　TV 放映およびライブストリーミングへの関心度を示すとともに、組織委員会の TV 放映戦略に関する詳細を提示しなければならない。

e)　競技会場は FEI 指定代表者の承認を受ける必要があり、同人物は組織委員会／NF の費用負担で提示された競技会を訪問する。

f)　NF は競技会の開催申請を支援し、その成功に向けて監督する責任があり、また NF 代表者は組織委員会の役員会に加わらなければならない。

g)　提案書には予定しているコースデザイナーを記載しなければならないが、このコースデザイナーは総合馬術レベル 3 コースデザイナーであること。このコースデザイナーは提案書を後押しし、競技会場が 5 スターレベルの開催に相応しいことを保証しなければならない。

h)　競技会は FEI 総合馬術委員会の承認を受けなければならず、同委員会には必要と思われるだけの資料提出を要請する権限がある。FEI 総合馬術委員会はまた、いかなる主催者からの 5 スター認可要請も受け付けない全権も有する。

i)　開催日程はいかなる主要競技会／選手権大会とも重複せず、総合馬術カレンダー全般に支障なく組み込め、また毎年同じ時期に行うことで他の競技会が日程を組みやすくなるよう配慮しなければならない。

j)　申請書は遅くとも申請する競技会開催の前年 7 月までに FEI へ送付するものとする。

**要件：**

k)　最低賞金額 : 2020 年と 2021 年は 125,000 ユーロ、2022 年までは 150,000 ユーロ。

l)　観客、選手、ホースオーナー、競技場審判団のために、また安全対策の観点からも CCTV（有線テレビ）の設置が必須である。

m)　全天候型の馬場馬術アリーナの使用が強く推奨される。

n)　組織委員会は FEI および担当するコースデザイナーと協議のうえ、コースアドバイザーを選任することが強く推奨される。

**テクニカル基準：**

o)　5*馬場馬術および障害馬術
　　11～12 分のクロスカントリー／6270～6840m／飛越数 40～45 回
　　5*レベルの障害物の高さとテクニカル基準

p)　リスクマネジメント：5*競技会での落馬率を評価（100%）に記載。クロスカントリーでのペナルティ率が、設定したベンチマークより高かった場合と低かった場合は、組織委員会とコースデザイナーが解析する。

q)　観客および選手の実績：定義する。

r)　5*競技会の組織委員会は、FEI と協議のうえ、競技場審判団長と技術代表を選任する。

**年次見直し：**

s)　FEI 総合馬術委員会代表者（複数）、FEI 代表者、FEI 事務総長で構成する調査委員会は、既存の 5 スターレベル競技会を毎年評定する。競技会が要件を満たしていない場合は、スターレベルを再評価する可能性もある。

t)　リスクマネジメント：すべての 5*競技会について年次見直し（落馬率）を行う。

u)　すべての競技会が毎年見直される。

**注記**：ランキングポイント：2019 年の 4*選手権大会と同じ。

**付則 F　選手との協議**

**1　選手代表の任命**

選手が最初のクロスカントリーコース下見を行う前に、国際競技会の組織委員会は当該競技に参加している選手の中から 1 名を選考し、この選手の同意を得たうえで選手代表に任命しなければならない。

この選手代表は、競技会に直接関わるいかなる問題についても、選手と組織委員会との間の意思疎通を図る役割を担うが、他の選手らが組織委員会や技術代表、競技場審判団、コースデザイナーと話をする権利を奪うものではない。打ち合わせ会が行われる場合はその際にこの選手名を他の選手に伝えなければならず、また打ち合わせ会がない場合は、競技会掲示板に目立つように貼り出すこととする。

**2　仲裁・調査委員会の委員長**

組織委員会は競技開始前に仲裁・調査委員会の委員長を選任する（後述 9.を参照）。

**3　選手代表の呼びかけで行われる最初の選手ミーティング – 第 1 回ホースインスペクション**

第 1 回ホースインスペクションが行われる日の終わりに、選手らが希望する場合は選手代表の呼びかけにより選手全員のミーティングが開かれる。技術代表と組織委員会代表はこれに出席するものとするが、技術代表、組織委員会、選手代表から特別な要請がない限り競技場審判団は必ずしも出席する必要はない。

**4　選手代表の呼びかけで行われる 2 回目の選手ミーティング – 馬場馬術競技の初日終了後**

競技会が馬場馬術競技を 2 日間にわたって行うロングフォーマット競技（CCI-L）であり、選手間で何らかの懸念がある場合、選手代表には馬場馬術競技初日終了後に選手ミーティング開催を呼びかける権利があり、コースの障害物および／またはコースの距離に関わるメジャーな問題を話し合う。

このミーティングには競技場審判団、技術代表、コースデザイナー、組織委員会から上職の代表者が出席しなければならない。（議案がなければ選手代表がその旨を技術代表に伝え、技術代表は組織委員会と競技場審判団に連絡してミーティングを取りやめる。）

**5　議事録**

このミーティングでは、いかなる問題についても書面で残さなければならず（技術代表と選手代表がこの責務を担う）、競技場審判団からの回答も文書に記録して競技場審判団長と選手代表の署名を受ける。

**6　追加で任命する選手代表**

この段階で選手らは（既に任命されている選手代表に加えて）さらに 2 名を選手代表として選任し、役員および組織委員会との継続協議にあたらせることができる。この追加の 2 名については選手らが選考した者であれば誰でもよく、必ずしもその競技に参加している選手でなくてもよい。

**7　クロスカントリー競技の前に行う最後の選手ミーティング**

さらに最終選手ミーティングをそれまでのミーティングと同様に、すべての役員と組織委員会代表の出席を得て行う必要がある。

前夜に選手らから提起された懸念事項の文書に対して、競技場審判団が用意した書面での回答がこのミーティングに先立って選手代表に渡される。このミーティングが最後の選手打ち合わせとなる。

それでもまだ選手らが競技場審判団の決定に納得できない場合は投票を行う。これは無記名投票とし、ミーティング運営に際して組織委員会は選手らを支援する。投票議案は、「競技会役員の回答を受け入れるか、それとも回答を仲裁・調査委員会へ委託して最終決定を求めるべきか？」である。

実際にこの競技に参加している選手の大多数（50%＋1 名）が同意した場合は、その未解決案件は直ちに仲裁・調査委員会へ委託されて最終決定を受けるが、この最終決定に

ついては上訴できない。

このミーティングでは、いかなる問題についても書面で残さなければならず（技術代表と選手代表がこの責務を担う）、仲裁・調査委員会からの回答も文書に記録して仲裁・調査委員長と選手代表の署名を受ける。

**8　選手打ち合わせ会**

気象条件やグラウンド状態などに起因する最終段階での変更を扱う通常の選手打ち合わせ会についても、クロスカントリー競技前日の夕方に行わなければならない。この内容で論議となった場合は、仲裁・調査委員会へ委託手続きをとることもできる。

**9　仲裁・調査委員会**

仲裁･調査委員会は 3 名構成で、競技会初日に組織委員会が選手代表と連携して任命する。

仲裁・調査委員会に含める人物としては : (a)当該競技会レベルでの競技経験がある現役あるいは引退して間もない選手で、今回の競技に参加していない選手 1 名、(b)FEI 資格を持つ役員、そして当該競技会には関与していないがこのスポーツに経験を有する独立した第三者、例えば主催者。

相応の努力を払っても競技会にそのような人物を求めることができない場合は、組織委員会が技術代表および競技場審判団長と協議のうえ、類似の経験をもち、選手と役員の双方から信頼され得る人物を選任して仲裁・調査委員会を成立させなければならない。

この 3 名のうちいずれの人物でも仲裁・調査委員長として任命を受けられる。上訴委員長または上訴委員も、資格条件を満たす者であれば同委員会への任命を受けることができる。

**10　馬場馬術競技が 1 日で行われる競技会**

馬場馬術競技が 1 日のみで行われる競技では前述した手順の変更が必要となる。その場合は、前述のタイムテーブルを短縮および／または一部を省くことはできるが、最重要方針は維持しなければならない。すなわち：

a)　懸念事項と回答は文書に残す。
b)　納得できない場合、選手には投票する機会が与えられる。
c)　過半数の参加選手が求めた場合は、仲裁・調査委員会による最終決定を受ける。

選手との協議に関わる前述の手順は選手権大会、団体競技会、ヤングライダーあるいはジュニア競技会には適用しない（選手代表の代わりにチーム監督がその任にあたる）。

**付則 G　FEI 名誉バッジ**

オリンピック大会と世界選手権大会を完走した選手に対しては、次の基準に従って名誉バッジが授与される：

a) 3回完走した選手には金バッジ
b) 2回完走した選手には銀バッジ
c) 1回完走した選手には銅バッジ

**付則 H　総合馬術ポニーライダーと競技会規程**

ポニーライダー競技は、世界の一部地域では馬術スポーツ発展において重要な要素となっている。本付則に別段の記載がない限り、総合馬術ポニー競技には FEI 総合馬術競技会規程を適用する。参加申込、競技出場、役員の選任などに関するポニー規程は総合馬術規程に網羅されており、ロングフォーマット（CCI）2 スター競技と選手権大会に準拠する。

**1　国際ポニー競技会と出場資格**

**1.1　ポニー競技**

出場がポニーライダーに限定される競技会は「P」レベル1あるいは2：「L-ロング」あるいは「S-ショート」で指定される。これらの競技会に出場できるのはポニーライダーのみであり、年齢制限に従う。

a) CCIP1 –イントロダクトリーレベル
b) CCIP2 –経験者レベル

ポニーヨーロッパ選手権大会は、CCIP2スターレベルで開催される。

**1.2　出場資格**

ポニーライダーとポニーは、所属NFから必要レベルでの出場資格を認定されていなければならない。

選手権大会については、ポニーライダーとポニーはCCIP2-L、CCI2*-ロングあるいはショートで出場最低要件をコンビネーションにて獲得していなければならない。

**2　ポニーの体高測定**

FEI獣医規程の条項を適用する。

**3　馬装**

練習用馬場については第539条1を適用するが、ハックモア、大勒銜、大勒頭絡は許可されない。馬場馬術競技については第539条2を適用するが、大勒銜と大勒頭絡は許可

されない（水勒銜のみ）。クロスカントリー競技と障害馬術競技については第539条3を適用するが、大勒銜、大勒頭絡、ハックモア、銜のない頭絡の使用は許可されない。（FEIウェブサイトで公表されている総合馬術のFAQ「馬装具、用具および服装」を参照のこと）

a) クロスカントリーと障害馬術競技でペラムの使用は許可される。

b) 銜身リングと銜上下にリングのついたペラムは大勒銜とみなされない。

c) ペラムには手綱1本のみを装着できる（銜身リングと下のリングとの繋ぎ付き）－大勒手綱の装着は許可されない。

d) ペラムにグルメットあるいは革のストラップをつけて使用することは可能。

**4 馬場馬術競技**

2014 CCIP1*-L課目をポニー競技会の総合馬術馬場馬術競技に採用（CCIP1-LあるいはS）

CCI2*B課目をポニー競技会の総合馬術馬場馬術競技に採用（CCIP2-LあるいはS）

CCI2*B課目をポニー選手権大会の総合馬術馬場馬術競技に採用

**5 クロスカントリー競技**

**5.1 障害物の種類**

a) ブルフィンチは許可されない。

b) バウンス障害（完歩なしの垂直障害物コンビネーション）の使用は認められるが、水に飛び込むように配置してはならず、ポニーとポニーライダーにとって適切な距離と難度でなければならない。

c) 障害物の着地側が飛び降りとなっていたり、あるいはスキージャンプのように飛越する障害物については、高さを1.45m以内としなければならない。この種の障害物は2個までに限定する。高さが1.45m未満の飛び降り障害物の数は技術代表の判断に任される。

一覧表は次のものに変更する：

クロスカントリー障害物 ー最大寸法

| | **ポニーP1** | **ポニーP2** |
|---|---|---|
| 固定障害物 | 1.00m | 1.05m |
| ブラシ障害 | 1.20m | 1.25m |
| 上段幅 | 1.20m | 1.30m |
| 土台幅 | 1.70m | 1.90m |
| 高さのない障害物 | 2.00m | 2.50m |
| 飛び降り障害物 | 1.35m | 1.45m |

クロスカントリー距離 ー速度ー飛越数（2014年規程）

| レベル | 距離 | | 飛越数 | | 速度 m/分 | | 距離/飛越数 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 最小 | 最大 | 最小 | 最大 | 最小 | 最大 | 最小 | 最大 |
| **CCIP1** | 2300 | 3000 | 20 | 25 | 450 | 500 | 100 | 120 |
| **CCIP2** | 2700 | 3700 | 25 | 30 | 500 | 520 | 100 | 120 |

ポニー選手権大会では距離と速度の最大が許可されるべきである。

障害物の寸法ー距離ー速度ー飛越数

| | **CCIP1** | **CCIP2** |
|---|---|---|
| 高さ | 1.05m | 1.10m |
| オクサーの幅 | 1.20m | 1.25m |
| トリプルバーの幅 | 1.40m | 1.50m |
| 距離 | 最長500m | 最長500m |
| 速度 | 毎分350m | 毎分350m |
| 最大障害物数／飛越数 | 10-11/13 | 10-11/14 |

## 付則I　インドア／アリーナ・クロスカントリールール

### 1　国内競技と国際競技のルール

FEI国際障害馬術／馬場馬術競技会において、あるいはこれに直接関連して、もしくは直前か直後に行われるすべての総合馬術クラスにFEIルールを適用する。このような競技を開催する**すべての**組織委員会は、競技会におけるリスクマネジメントとリスクを最小限にとどめる目的から、以下の最低要件を施行するものとする。

NF／組織委員会にはインドア／アリーナ総合馬術競技の開催に際して2つの選択肢がある：

1．このクラスを国際競技としてFEIに開催申請を行い、競技コードCIX-ArenaでFEIカレンダー登録される。競技実施要項はFEIへ提出して承認を受ける（特定書式あり）。

あるいは

2．　NFの責任において国内ルールで競技を開催し、以下の最低要件を施行する。

以下の最低要件は必須である：

1．**選手の出場資格：**競技はFEIのA、BおよびCカテゴリー選手**のみ**出場できる（選手全員が十分な経験を積んでいることを確保するため）。

2. **競技レベル：**最大（現行）3*レベルの障害物で速度はアリーナの広さに応じたもの。

3. **競技フォーマット：**

・ 固定障害物を使用する競技では規定タイム
・ タイムレース：固定ではない障害物か生垣（障害物高さの少なくとも1/3）**のみ**

4. **FEI役員：**経験あるFEI総合馬術コースデザイナーかFEI総合馬術技術代表が1名

**2 賞金と経費：**

組織委員会の判断に委ねられるが、この競技の本質はデモンストレーションクラスであることで、レベルの高い競技とみなすべきではない。

**3 馬のウェルフェア／リスクマネジメントのためのFEI総合馬術規程**

危険な騎乗、制裁措置などに関わるFEIルールを適用する。

**4 競技種目としての総合馬術の振興**

**コメンテイター：**競技中は総合馬術に経験のあるコメンテイターを交えて総合馬術の説明を行うことが推奨され、またビデオクリップを用いて大画面で「真のスポーツ」（屋外、3競技種目など）を見せることも可能。

**用語集**

**仲裁・調査委員会：**

これは競技会初日に組織委員会が技術代表と競技場審判団長と協議のうえ任命する人物3名（当該競技会レベルでの競技経験がある現役あるいは引退して間もない選手で、今回の競技に参加していない選手1名；FEI役員；そしてこのスポーツに経験を有する独立した第三者、例えば主催者）で構成される機関である。

仲裁・調査委員会は、選手と役員間の論争においては付則Fに従い判断を言い渡し、また馬あるいは選手に重篤な事故が起きた場合には、事故の周辺状況を競技場審判団長へ報告する。

**競技：**

一般規程に定義されている通り、競技とは選手が成績順に順位づけられ、これに対して褒賞が授与される各々のクラスを指す。

**クロスカントリー・コントローラー：**

経験ある役員で、組織委員会とともにクロスカントリー競技でのコミュニケーション計画を立案し、競技を統括する人物である。競技場審判団および技術代表と連絡を保ち、状況展開を進言する。

**失権：**

一般規程に定義されている通り、失権とはスポーツ規程に別段の記載がない限り、選手および／または馬が問題となっている競技および／または当該競技会におけるその後の競技に継続して出場できないことを意味する。

**競技会：**

一般規程に定義されている通り、競技会とは「ショー」「選手権大会」あるいは「大会」のことを指す。競技会は1競技種目あるいは複数の種目で開催することができる。

**失格：**

一般規程に定義されている通り、失格とはスポーツ規程に別段の記載がない限り、選手および／または馬が問題となっている競技、あるいは当該競技会におけるその後の競技への出場資格を失うことである。失格はまた時間を遡って適用されることがある。

**ロングフォーマット競技：**

3日あるいはそれ以上にわたって開催される総合馬術競技のこと。馬場馬術競技は選手数により1日あるいは連続した数日間の日程で行われ、その翌日にはクロスカントリーを行い、その翌日に障害馬術競技を行う。ロングフォーマット競技のクロスカントリーコース

は、馬に極めて高い適性が求められ、スタミナがなければ良い成績を出せない全長である。クロスカントリー競技は常に障害馬術競技の前に行われる。

**出場最低要件（MER）：**
一定レベルの総合馬術競技へ出場が認められるために選手が満たすべき前提条件のこと。MERは総合馬術規程に定める最低基準内で総合馬術競技を完走することにより達成できる。

**メディカル情報：**
内科的救急が発生した場合に何らかの関連性が推定される内科疾患をもつ選手は、少なくとも英語で情報を伝えられるシステムプロバイダーをどの競技会でも騎乗時には身につけていなければならない。その代替えとしては（最低限）、品質の良い医療用アームバンドを利用することもできる。このアームバンドの着用を選択した選手は、FEIウェブサイトから書式をダウンロードして記入すること。

**ナショナル・セイフティ・オフィサー：**
国際あるいは国内（地域を含む）競技会に関わる情報収集のため、NFとFEIとの間の連絡を担当する。同人物はFEI総合馬術リスクマネジメントのビジョンやこのスポーツに関わる概念（認識）をNF内で広める責任がある。

**ショートフォーマット競技：**
1日あるいは数日の日程で行われる総合馬術競技のこと。馬場馬術競技は必ず最初に行われ、続いて同日あるいは翌日に障害馬術競技とクロスカントリー競技が行われる。ショートフォーマット競技におけるクロスカントリーコースの難度は、スターシステム上ではロングフォーマット競技と同じであるが、コース全長は短く難度はより高い。クロスカントリー競技は障害馬術競技の後に行うことが望ましい。